

175-Sh62ウ



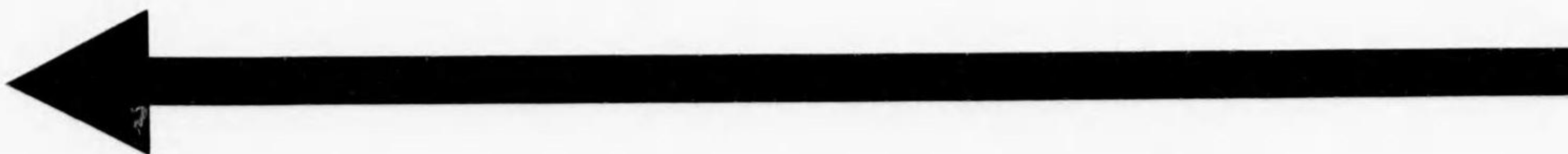
1200500727534

175.
62
④

〇
複写



始



F22B-5

神社為時代を語る

神
祇
院

175
SH 62
④

例

發行所寄贈本

- 一、昭和十五年十一月九日を以て、斯界多年の懸案であつた神祇院の設置を見たので、之を記念し併せて神社行政將來の指針に資せんが爲め、歴代神社局長の職に在られた方々を中心に、神社局に關係の深い方々に帝國ホテルに參集を乞ひ、其の懇談會を開催した。本書は當夜の狀況を載録したものである。
- 一、塚本清治氏は當日缺席せられたので、改めて其の談を乞ひ、紙上參加として之を登載し、又荻野仲三郎氏には、當日時間の關係上意を盡されなかつたので、是亦改めて其の談を乞ひ、之を記録して附載した。
- 一、當院にて「神社局時代重要事項年表」を作製して巻尾に附し、懇談會記事と相對照して觀るに便した。該年表は取急ぎ取纏めたもので粗密當を得ず、又重要なるものに付遺漏なきを期し難い。
- 一、讀者の便宜の爲、編者に於て御話の途中に見出しを作り、之を目次とした、或は當らざるものあるを保し難い。

昭和十七年三月

神 祇 院



神祇院 主催

神社局時代を語る

(懇談會速記)

(時) 昭和十六年六月十一日夕
(所) 東京内幸町 帝國ホテル



Vertical text impression on the right page, likely a library or collection stamp.

917
211

出席者

(發言順)

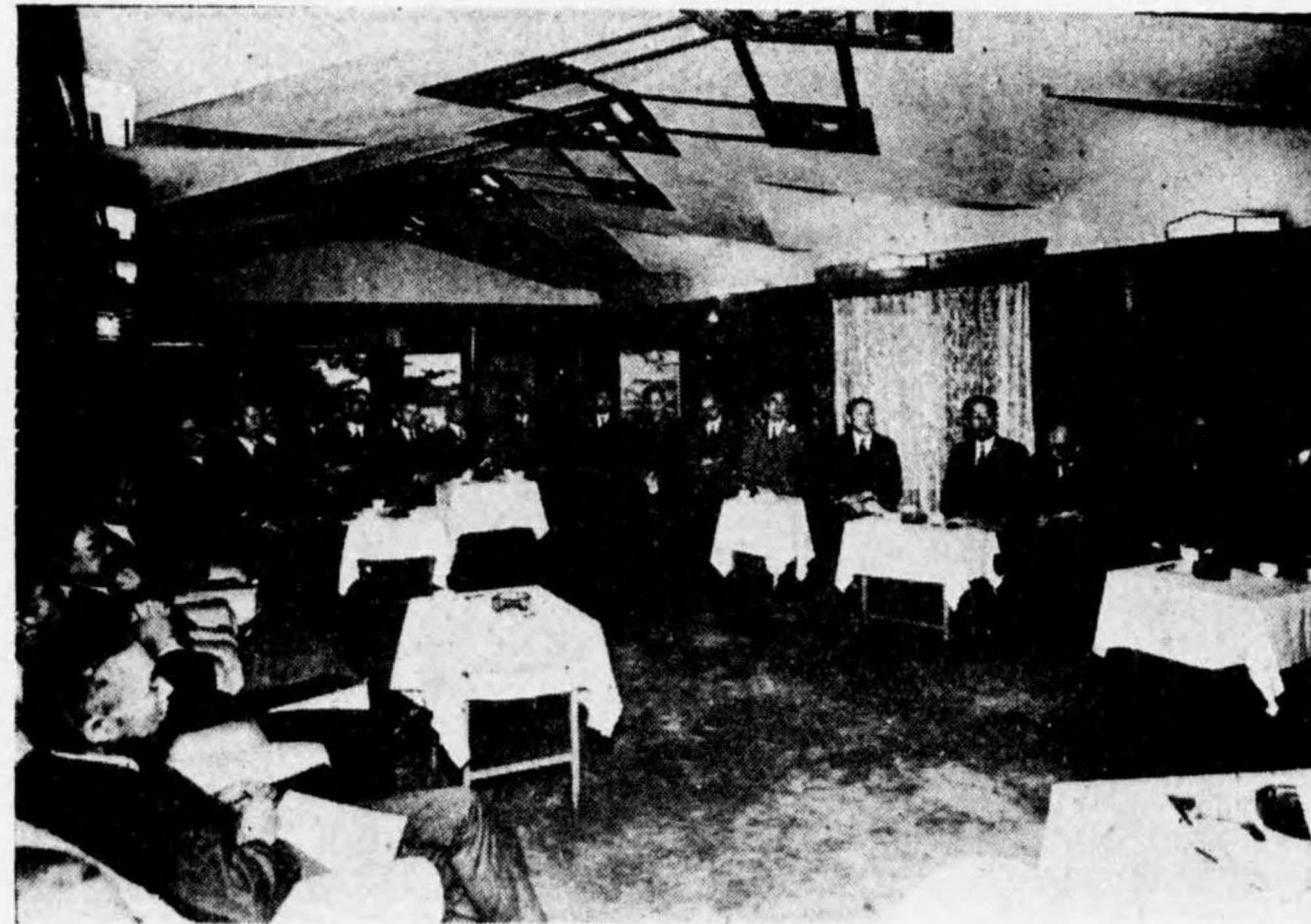
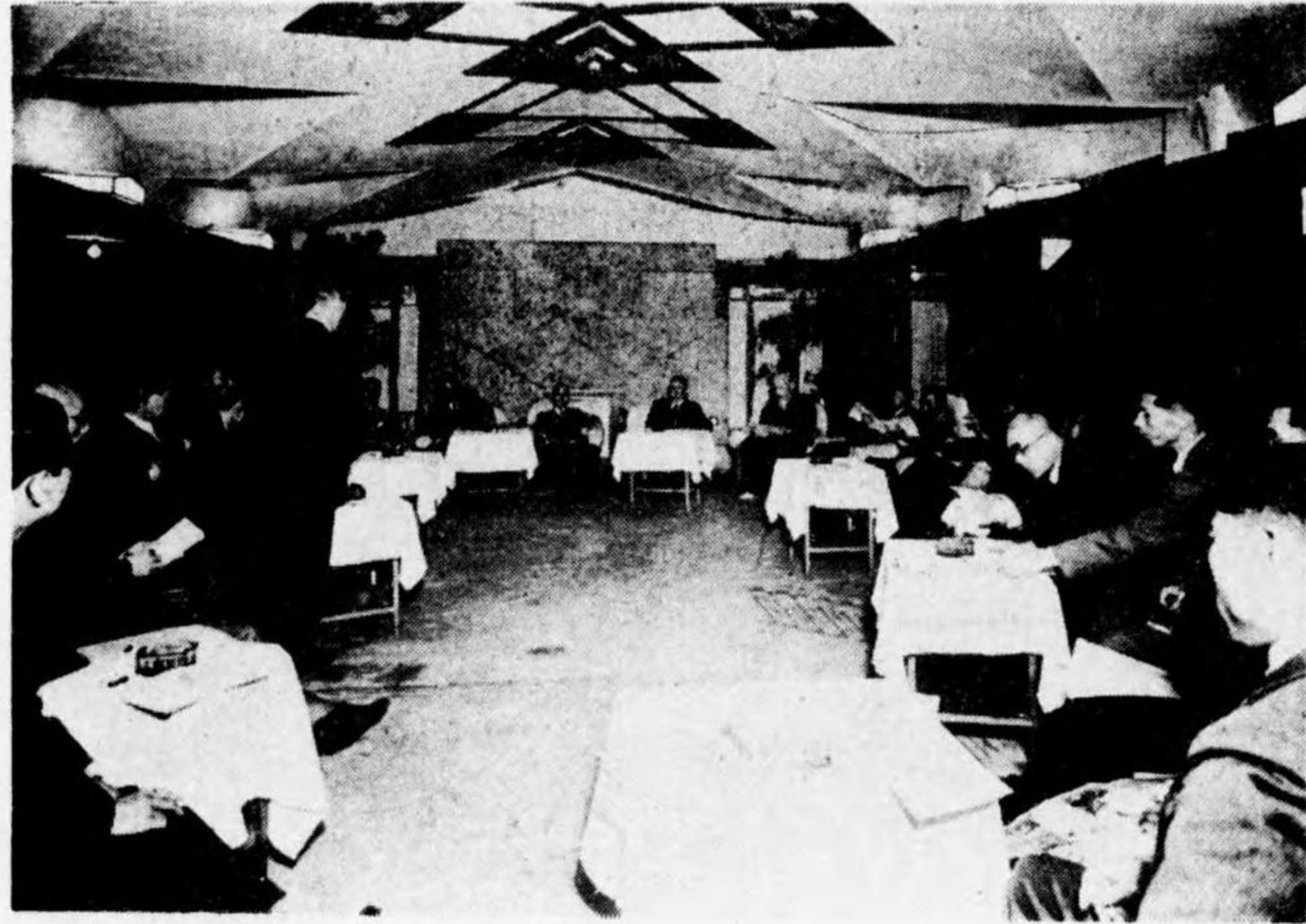
赤木朝治氏	松本學氏	佐上信一氏	潮惠之輔氏	長野幹氏	中川友次郎氏	清水澄氏	中川望氏	水野鍊太郎氏
-------	------	-------	-------	------	--------	------	------	--------

宮地直一氏	堀田健男氏	中村四郎氏	高山昇氏	荻野仲三郎氏	兒玉九一氏	館哲二氏	石田馨氏	吉田茂氏
-------	-------	-------	------	--------	-------	------	------	------

(發言順)



神祇院事務局代時を語る懇談會々場から



列席者

- | | | | |
|-------------------------|-------|--------|------|
| 神祇院副總裁 | 飯沼一省 | 神祇院事務官 | 高田正巳 |
| 神祇院總務局長 | 石井政一 | 神祇院事務官 | 河野義克 |
| 神祇院教務局長 | 宮村才一郎 | 神祇院調查官 | 梅田義彦 |
| 神祇院總務局庶務課長兼
總裁官房秘書課長 | 武若時一郎 | 神祇院屬 | 中出慎一 |
| 神祇院總務局考證課長兼
教務局祭務課長 | 阪本廣太郎 | | |
| 神祇院總務局造營課長 | 角南隆 | | |
| 神祇院教務局指導課長 | 伊藤謹二 | | |
| 神祇院教務局調査課長 | 葛西嘉資 | | |
| 神祇院事務官 | 安田巖 | | |

神社局時代を語る 目次

神祇院副總裁の挨拶……………	一
初めの頃の神社局……………	五
當時の懸案だった問題……………	九
保存金制度と國庫供進金制度……………	二一
府縣社以下神社の神饌幣帛料供進の問題……………	一九
神社祭式行事作法其の他……………	二〇
神社の合併……………	二四
神社と日常の生活……………	二六
禊……………	三〇

神宮の御炎上……………	三二
神祇官設立に關する建議の答辯書……………	三三
社寺局時代の神社法案……………	三三
社寺局時代の分課……………	三六
社寺局より神社局、宗教局へ……………	三六
敬神觀念の普及……………	三八
議會提出の神社費の供進義務に關する法律案……………	四〇
神部署の創設……………	四三
神社の活動と神職の講習……………	四五
省令六號の制定……………	四七
昇格内規の改正……………	四九

祭祀令等の改正と祈年祭……………	五〇
神職奉務規則……………	五四
神社局の仕事の六ヶ敷いこと……………	五四
昭和四年の御遷宮……………	六一
神社局は六ヶ敷い所……………	六三
神職高等試験の實施……………	六五
神宮神部署支署の廢止と大麻・曆の頒布……………	六六
神社附屬講社の整理統合……………	六八
特殊神事の復興と保存……………	六九
神宮御園の改善其の他……………	七一
神祇院豫算と考證課の創設……………	七二

神社法令輯覧の出版	七三
神社行政は特殊行政	七四
神社と國民生活——氏子總代會	七六
明治神宮外苑の完成	八一
神社の合併は考慮を要す	八二
明治神宮の御鎮座と敬神思想の徹底	八五
時勢の轉換と神社行政	九二
内容の充實が必要	九七
長期在勤を望む	一〇〇
神祇院創設の經過	一〇二
天皇奉祀の神社	一〇五

護國神社の制度	一〇八
初めの頃の考證	一〇九
神社合併	一一〇
明治神宮の御鎮座	一一一
御祭神の研究を望む	一一四
——紙上參加——(塚本清治氏談話)	
神社制度の研究	一二七
神社境内に就いての注意	一二三
御祭神の銅像	一二六
神社非宗教問題	一二八

(附 録)

- 一、神社局時代重要事項年表……………一三五
- 二、荻野仲三郎氏談話……………一六五

寫真版(口繪)

「神社局時代を語る」懇談會々場から

神祇院副總裁の挨拶

飯沼神祇院副總裁　それでは是から御話を伺ひたいと思ひます。主催者と致しまして一言御挨拶を申し上げます。昨年十一月九日に、御蔭を以ちまして神祇院官制が公布になりました。神祇院が成立致した譯でございます。斯界多年の希望でありました特別官衙が、斯う云ふやうな形を取りまして實現を致した譯であります。勿論之に依つて總ての問題が解決した譯ではないのでありまして、將來に残されて居るものが澤山あるのでありますが、併しながら、先づ一應、其の一步を進め得たものと申すことが出来ると思ふのでありまして、洵に御同慶に堪へませぬと共に、之迄長い間、先輩の皆様から御骨折頂きましたことを、茲に厚く御禮を申し上げます。

神祇院が斯様に出来ると共に、私共が長い間非常な親しみを以て呼び慣れて參

二
りました「神社局」と云ふものが、無くなつてしまつたのであります。近頃の言葉で申しますと、發展的解消と云ふものでありまして、洵に御目出度い譯であります。併しながら又一面懷舊の情に堪へないものがございます。翻つて考へますと、明治三十三年四月に初めて内務省に神社局と云ふものが出来まして、それから大正の時代を經、昭和十五年に至る迄、約四十二年の長い間神社局と云ふものが神社興隆の爲に働いて參つた譯でございます。其間には、日本國に取りまして忘れることの出来ない大事件が澤山に起つて居るやうに思はれます。明治三十七八年の日露戦争、次いで韓國の併合、更に大正になりました第一次世界大戦、更に昭和となりまして或は滿洲事變、又滿洲國の成立、更に引續いて支那事變の勃發と云ふやうに、日本國が國運を賭してやつて參りました大きな事件が數々ある譯であります。其の間、思想の變遷と云ふやうなことも洵に複雑であります。それが色々の形になつて神社と云ふものに付い

ての考へ方に影響を及ぼし、更にそれが神社行政に色々の影響を及ぼして居るやうに思はれるのであります。其の間に處せられまして皆様がお執りになりました處置は、是は私共後進の者が、今日色々の資料等に依つて伺ひまして、洵に貴重なる歴史であると考へるのでございます。是非之を長く記録に遺しまして、將來の神社行政、神社制度を考へて參ります上の貴重の指針と致したいと思ひまして、今夕皆様御忙しい所を御集りを願つた次第であります。

神祇院は、先程申しました通り、昨年十一月成立致しまして總務局、教務局の二つの局がございます。總務局は庶務、考證、造營の三課から成立つて居ります。教務局の方は指導、祭務、調査の三課から出来上つて居ります。書記官、事務官、考證官、祭務官、教務官、調査官、技師各々二名でありまして、奏任が合せて十四名、判任官には屬、その他が約三十名であります。昔の神社局に比べまして、洵に大きな組織が

出来上つた譯でございりますが、併しながら仕事は是からでございまして、それに付きましても、皆様から色々御指導御鞭撻をお願ひ致さなければならぬことが澤山ございまして、どうぞ宜しく御願ひしたいと思ひます。御手許に御参考迄にと思ひまして、私共の手許で調べました関係法令等を年代順に集めましたものを御手許に差上げました。まだ調べ漏れが澤山あらうと思ひます。段々斯う云ふやうなことも整備を致して参りたいと考へて居ります。どうぞ皆様から、是迄實際に御體驗になりましたことを御話を願ひまして、私共仕事を致して参ります上の貴重の指針としたいと思ひます。何分宜しく御願ひ致します。別に座長、幹事と云ふやうなものはございませぬが、まあ大體年代順を逐ひまして皆様から御話を願ひたいと思ひます。一番初めに水野先生から一ツ御話を御願ひ致します。

初めの頃の神社局

水野錬太郎氏 今夕は座談會でありますので、極く打融けて平易に御話し致したいと思ひますから、起ちませぬで此の儘で御話し致したいと思ひます。此の表にもありますが、神社局が明治三十三年に出来ましてから、神社局長として私が四代目であります。其の前任者は皆物故されたのでありますから、神社局長としては此の席では私が一番古いのであります。併し神社行政に關係された方は、私より尙古い方が居られるのであります。清水澄君の如きは神社局の前の社寺局に書記官として居られました。

それから中川友次郎君も神社局に居られました。

中川友次郎氏 あの時に二つに分れたので、神社局になつてから神社局の方に行つたのであります。

水野鍊太郎氏 さう云ふやうな譯で清水君や中川君は神社行政に關係したことから云ひますと古いのであります。それから此處に荻野仲三郎君が居られるが、荻野君は長く考證のことを取扱つて居られました。私が神社局長になつてからも考證のことを取扱はれて居られたのであります。

清水 澄氏 私の時代から居られたのであります。

水野鍊太郎氏 兎も角是等の方々は古いのであります。それから役人でなく民間の方としては此處に居られる高山昇君も古い方です。

で私が神社局長に任命せられました當時と、今日とを比較して見ますと、非常な違ひであります。只今神祇院副總裁から御話がありました通り、今度神祇院の官制が出来ましたが、神祇院の職員は非常に殖えた、勅任官、奏任官、判任官を合はせますと非常な數であります。昨年神祇院創設の時、内務省で開廳式がありまして、私も參列

したのでありますが、神祇院の職員が會議室に一杯列席せられて、殆んど百人近くも居つたのであります。明治三十七年に私が神社局長になつた時には、局員は専任の高等官と云ふものは一人もなかつた。高等官は局長一人でありました。此處に居られる中川望君は衛生局書記官で、神社局書記官を兼任して居られたのであります。さう云ふやうに専任の高等官は局長一人で、それから判任官は専任の屬が七人、技手が一人であつた。唯造神宮使廳が神社局に屬して居りましたから、造神宮使廳から兼任されて居りましたが、それが二三人居つたのであります。要するに判任官も十人内外でありました。今夕此席においでの方々よりも尙少かつたのであります。さう云ふやうな譯でありまして、神社局は獨立の局にはなつたと云ふけれども、他局に比較すると僅かに一課位のものであります。當時高山君などの主唱により、神社局は内務省各局の首位に置かなければならぬと云ふ説を採用しまして、神社局の順位は内務

省の第一の局になつたのでありますけれども、内容は只今申しますやうなもので極めて貧弱であつたのであります。

それから神社局の仕事も今日は大分増加して参りましたが、其の當時は極めて閑散でありました。普通の書類が日にどれ位あつたか、極めて僅かで其の日の内に大概片が附いたやうな位でありました。さう云ふ譯でありますから、神社局と云ふと極めて無事閑散な局のやうに思はれたのであります。私が神社局長になつた時に友人は批評して、あんな所に行つて詰らぬではないか、君は警保局とか地方局とか云ふ所に行くのが適當であると言つた人がある位で、此處に兒玉君が居られるが、兒玉君の御父さんの兒玉源太郎大將は暫く内務大臣であられて、私も非常に御懇情を蒙つたのであります。其の後兒玉大將は參謀本部次長に轉ぜられました。私は神社局長になつたので、兒玉大將に挨拶に行くと、大將は君が神社局長になつたのか、君はさう云ふ處よ

りもつと仕事の多い方に行つた方が宜かつたと言はれたのであります。併し私は豫て平素より神社局とか宗教局とか云ふ方面の仕事をして見たいと考へて居りましたから、神社局長に任命された時には非常に嬉しく、實に光榮に思つた次第であります。

當時の懸案だつた問題

神社局の普通の仕事はさう云ふ風に極めて閑散でありましたが、併し懸案となつて解決せられざる根本的問題が數多くあつたのであります。(第一)神祇官復興の問題、(第二)官國幣社の經費供進金の問題、(第三)府縣社以下神社の神饌幣帛料供進の問題、(第四)神官、神職の待遇の問題等は、其の當時神職界に絶叫された問題でありまして、今日は長老になられ、若くは物故された方が多いのであります。當時神職界の長老の人々が是等問題の解決に付いて盛んに運動せられました。で私が神社局長に就任し

まするや、其の晩か其の翌日でしたか、直ぐに榎原神宮の宮司の西内成郷とか、九州の立花照夫とか、此處に居られる高山さんとか、今井清彦とか、桑原芳樹とか云ふやうな長老が私の處へ来て、前に述べた諸問題を是非解決して貰はなければならぬ、是非あなたに骨を折つて貰はなければならぬと云ふ話をされたのであります。それから民間の神社團體には皇典講究所の問題があり、講究所は資金の關係で萎靡振はない、何とかして貰はなければならぬと云ふ請願があり、それから神宮奉齋會の問題もありました。此の皇典講究所は其の時佐佐木高行侯爵、今の佐佐木侯爵の祖父さんが所長でありましたが、侯爵は樞密顧問官で同時に高輪御殿内親王の御傳育の任に當つて居られました。其の時、多分高山さんの御傳言であつたかと思ひますが、高輪御殿に来て貰つて色々御話ししたいからと云ふので、私が局長に就任して間もなく侯爵より晩餐に御招待を受けたのであります。その晩皇典講究所のことについて懇々御話があり

ました。十時頃迄御話を承つたと記憶して居ります。さう云ふ譯で神社のことに關して色々な問題がありました。それで私は斯う云ふ問題は速かに解決しなければならぬことであるのに、今日迄之を解決することを得なかつたのは、當局者の熱と力が足らなかつたのだと思ひまして、調査研究の上是非解決したいと考へました。併し神政局には先程申しました通り、高等官は専任は一人も居らぬ、屬官と云つても僅か十人内外でございましたから、手足が十分に揃はない。そこで私は就任早々自ら神社法規を勉強しました。每晚讀んで、それを三度繰り返したのであります。それから各神社の實況を調べなければならぬと思ひ、地方に出張して官國幣社及び主な府縣社以下の神社を參拜し、且つ神社の事務の取扱等に付いても詳しく調べたのであります。

保存金制度と國庫供進金制度

それで第一の特別官衙の問題であります。此の問題はなかく直ぐに解決は出来ないと云ふ風に感じましたから、それよりは尙より必要であつて、先に解決しなければならぬのは、官國幣社の經費の問題、それから府縣社以下の神饌幣帛料の問題だと思ひました。其の時の官國幣社の經費と云ふものは實に僅なものであつて、社入金等も今日の十分の一もない位で、京都の稻荷、石清水八幡、讃岐の金刀比羅、その他數社は相當にありましたが、其の他の神社は社入金と云ふものは實に僅少であつた。それから國家から供進する金も極めて僅かで、而もそれは所謂保存金と稱して居りました。是は前代の社寺局長の國重さんと云ふ人が作つた制度で、其の制度は詰り官國幣社の經費は一定の年間だけは國庫から支出する、即ち其の時は確か明治二十年でしたか、其の時から十五年間は支出する、其の後此の年限は三十ヶ年と云ふことになつたが、それも實に僅少なものであつた。全國の官國幣社を通じて二十一萬餘圓に過ぎな

かつた。而して其の年限が過ぎたならば國庫からは一文も支出しない、そこで打切つてしまふ、斯う云ふやうな制度でありました。それを保存金制度と謂つて居つたのです。此の制度によれば、明治四十九年以後には、官國幣社の經費は國家より受くる途がなくなるので、自主的に經營して行かなければならぬこととなりますのであります。それですから、全國の神職は此の制度に反對して、激烈な運動を起したのであります。それは如何にも尤もなことで、此の制度を此の儘にして置くことは、第一、官國幣社の本質から考へても適當でない、又國家と神社の關係から云つても適當でないと思ひましたから、保存金制度を何とか改正しなければならぬと云ふことを考へた。此の制度を作つた社寺局長、其の人に對して神社界の人からは惡聲を放つて居られたやうでありましたが、併し當時の社寺局長は、官國幣社の將來を深く考へて、此の制度を作られたやうでありますから、非難することは宜しくないと思ひます。今日は國民の神社崇敬の念が

深くなつて來ましたから、そんなことはないのですが、當時明治二十三年に議會が開かれることになつて居りましたが、議會に於て神社の經費を削減すると云ふやうなことがあつては甚だ相濟まぬから、今の内に保存金制度と云ふものを作つて置くことが、神社の爲であると云ふ深き考から出たものと承知して居りますが、是も決して無理ではないのであります。が併し兎も角さう云ふことで明治四十九年、即ち明治二十年から三十年先には、官國幣社に對して國家より一文も經費を供進せぬと云ふことになると、官國幣社の將來がどうなるかと云ふことを心配されたことも、是れ亦無理もないことであります。それですから是は何とか改正をしなければならぬと云ふことを考へまして、私は第一に此の制度の改正に手を付けました。神社局の平常の事務は少いのであります、さう云ふ根本問題を研究して見るとなかく忙しいのです。手足も少いから自分自ら處理するより外ないのでありまして、先づ神社と國家の關係やら神社の

本質やらを研究し、さうして此の保存金制度を改めて、官國幣社に對する經費は國庫から永遠に供進すると云ふ制度を作らなければならぬと云ふ結論に到達しました。

それで其の案を作ることになりました。そこで官國幣社經費供進に關する法律の成案を得ましたから、先づこれを省議に附することにいたしました。然るにこれに對しましては、省内に於いて各方面の反對がありました。先づ參事官會議に於て、全員反對でありました。次に關係各局に合議しました處、そこにも亦反對論があり、原案に對して反對意見の符箋が數多くつきました。あの書類が今日遺つて居ると面白いのであるが、惜しいことには大震災の時焼けてしまつたのであります。斯う云ふ次第で内務省の通過すら覺束ないと一時は失望しました。此の時の大臣は芳川顯正氏、次官が山縣伊三郎氏でありました。それで私は他の反對に構はず直接大臣、次官に意見を陳しました。我國の神社は國體と深き關係がありますから、此の法案は是非決行し議

會に提出しなければならぬ、今日之をやらなければ、日本の神祇道の興隆に關するのである、此の儘保存金の制度を繼續すれば官國幣社の將來がどうなるか分らぬ、神職界の間には非常に憂慮の聲があるが、私は此の聲は尤もだと思ふから、是は是非解決せなければならぬと云ふことを強硬に大臣、次官に進言したのであります。其の内に内務大臣が更つた。是は燒打事件の爲で、其の後に農商務大臣の清浦さんが内務大臣兼任になつた。山縣伊三郎氏は依然次官であつた。清浦大臣に詳細に御話した。大臣、次官は能く了承されて、大臣、次官の決裁を得た。それから其の案が大藏省に廻はると大藏省でも反對があつた。其の反對の理由は財政上から見て甚だ困ると云ふのであつて、是から先き神社の經費がどう云ふ風に増加するか分らぬが、今日の財政の状況から見てさう云ふことを法律で決めると、將來非常な障礙があると云ふので、大藏省も通過しない形勢であつた。そこで私は大藏大臣に段々話した處、大藏省ではそれで

は斯う云ふことを書いて呉れと言はれた、即ち第何條かに「官國幣社經費の供進金は二十二萬圓を超ゆることを得ず」と云ふ一條を加へて呉れと云ふのであります。前にも述べました通り、其時の官國幣社の經費に對する國庫支出金は二十一萬餘圓であり、將來此の金額を超えないと云ふ爲めにかゝる條文を入れて呉れと云ふことでありました。私はこれは道理はないと思ひましたが、それでなければ通らぬから先づさう云ふ風にすると云ふことで話が纏つた。それから更に法制局長官に廻はると、法制局でも反對があり、斯う云ふやうな法律は今日出すべき時でないから、是は一考を要すると云ふのでなく、法制局も通らぬ。それで私は其の時の法制局長官であつた岡野敬次郎君に直接談判をした。參事官に反對するものがあるやうだが、大局から見て此の案に同意して貰ひたい、議會の方は私が引受ける、議會は必ず通す確信を持つて居るから、兎に角政府の方で同意して貰ひたいと云ふことを熱心に述べた所が、岡野君は宜しいと云ふ

ことで參事官の反對を押へて長官の決裁で法制局を通過した。それで閣議も通つて議會に提出することになりました。議會の議員中には熱心な人もありましたので、議會に於いては容易くそれが通過した、それで二十二萬圓を超ゆることを得ずと云ふことも修正可決して、我々の考へて居つた通りに法案が兩院を通過したのであります。其の當時、此の法案に對して、本會議に於て大臣、次官は提出の理由を説明した丈りで、委員會に於ては、私が一人出て説明の任に當つたのであります。政府部内ではやかましかつた問題も、議會では格別の議論もなく、私の思つた通りに通過したのです。さう云ふやうな譯で、官國幣社の經費問題が解決したのであります。而して其後の情勢を見ますと、段々供進金の額が殖えて二十一萬圓が三十萬圓に殖え、五十萬圓となり、今日は百萬圓になつて居ります。そんな譯で當時大藏省は財政上のことを心配したが、國家の進運に伴ひ其の心配も無用になり、供進金も必要に應じ増加して參りました。私は國家の爲

め大いに喜んで居るのであります。

府縣社以下神社の神饌幣帛料供進の問題

それから府縣社以下神社の問題に付いて、今迄府縣社以下神社は、法制上に唯、府縣社、郷社、村社と云ふやうな社格は認められて居つたが、國家若くは地方公共團體より神饌幣帛料を出すでもなく、又之が經費も出すでもなし、所謂民社と謂つて、殆ど國家、若くは公共團體との關係はなかつたやうな譯であります。其の當時尠くも神饌幣帛料は公共團體から出すやうにして貰ひたいと云ふ希望がありました。私は是も尤もだと思ひましたので、府縣社郷社に對しては府縣又は郡より、村社に對しては市町村より神饌幣帛料を供進すと云ふ案を立て、府縣制、郡制、市町村制の改正案を神社局で起案したのであります。それを地方局に合議した所が地方局では反對であつた。府

縣、郡、市町村も財政上多端であるからと云ふ理由で反対した。それでは必ず府縣、郡、市町村より強制的に出すべしと云ふことを止めて、出すことを得るとして府縣、郡、市町村が必要と認めたらば出し得ると云ふことにしました。それでも色々の反対がありましかれども、強硬に頑張つてとうとう同意して貰つて、法制局も通つて勅令として出た次第であります。それで當時神社界の二大問題となつて居つた懸案が解決された譯であります。

神社祭式行事作法其の他

それから神社祭式行事作法を作つたのでありますが、それは今迄も祭式行事作法と云ふものがあつたのでありますけれども、それが不完全でありましたから改正することにしたしました。大震災で焼けた前の内務省の大會議室で、神宮に今も居られる

木村春太郎君が来て、作法を斯う云ふ風にする、あゝ云ふ風にするのだと云ふことで實際の型を示され、私も一緒になつて修習したものであります。

それから今日は内務省に神社制度調査會と云ふものがありますが、其の當時は神社に關しては何等の調査會もなかつた。それで私は中央衛生會と云ふものが内務省にあつて、學者、専門家を集めて醫事行政に付いての諮問機關となつて居ります。それは非常に好い効果があつたと思ひますが、それに「ヒント」を得て、神社行政に對してもさう云ふ何か有力の調査會がなければならぬと考へ、さうして斯界の有力者を集めて社格の問題、其他神社に關することを諮問する機關を設け、中央衛生會と同じやうな大きなものを造りたいと思ひ、私だけの考で細川潤次郎男爵に會長を御願ひをしようと思つて御話してみたことがあります。細川さんも賛成をされて、それは極めて良い考であるから骨を折りませうと云ふことでありましたが、費用が豫想通り出来なくて、遂に實

現しなかつたのであります。其後神社調査會又は神社制度調査會が出来ましたが、稍小規模ではあるが、其の當時の私の理想が實現されたものと思ひ、私は大いに喜んで居る次第であります。其の當時、神社の事に對しては色々の問題がありました。併し今日程神社に對する國民の聲が大きくはなかつた、神社界の人だけが色々の事を言つたに過ぎなかつたのです。能く高山君等大勢の人が陳情に来て、精神的決議と云ふやうなことを持つて來たのだが、私はもう少し具體的のものでなければいけないと云ふことを能く御話したことがあつたのであります。

それが段々發展して今日では制度も稍々備はり、行政機構も擴大されて神社行政が斯くも進んで來たことは、全く歴代の局長、其の他御關係の人々の御盡力に依ることと思ひまして私は非常に喜ばしく考へます。既往を顧みますと洵に今昔の感に堪へない次第であります。

私の神社局長であつたのは約四十年前でありますから、非常な變りを見るのは當然であります。私は當時尙神社局長に居りたいと思ひましたが、明治四十一年獨逸で著作權に關する國際會議があつて、其の會議に日本からも代表者を出すことになりました。著作權のことは私が今まで專攻的に研究して居た關係もありましたから、此の會議には是非私が出なければならぬが、丁度其の時は神宮の御造營がありまして、明治四十二年に御遷宮のある時であります。局長在職の儘行つてもよいと云ふことであります。御遷宮を前にして留守にすることは、責任上相濟まぬからと云ふことを考へまして、私は神社局長を辭して、後任に井上友一君を推薦して、神社局長の椅子を去つた譯であります。私の在職中の思出話と云ふのはまだ幾多ありますが、私一人で時間を取つては濟みませぬから此の程度で止めます。又他の方から御話を願ひます。

神社の合併

二四

中川 望氏 私は御指名に依り起りましたが、歴代局長の御揃ひの所でありますので些か躊躇致します。實は御案内を受けました際に、私は只今水野先生の御話の通り衛生局との兼務課長を半年勤めただけでありますから、出席資格があるかどうかを疑ひましたが、切角の御招待でありますので推参した次第であります。出て見れば神社局長の事務取扱を一日された潮さんの御顔を見たので、稍々心臓が鎮まつたやうな譯であります。殊に水野神社局長の餘白の所で、局長の下に課長をして居りました時代の事柄を、私が述べますことも或は適當かと思ひます。實は他に據ない會がありますので、早退を御願ひして置きましたので、只今御指名に預つたことと思ひます。

明治三十八年九月に兵庫縣から内務省參事官に轉勤になりました、翌年一月床次秋

田縣知事が赴任の途次地方局長になられました、清野市町村課長が秋田縣知事になられた。當時水野局長は祕書官をずつと兼ねて居られましたが、私に地方局の方で來て貰ひたいと云ふことであるが、どうかと云ふ御尋でありましたが、折角御世話になつたばかりで、而も十月から十一月迄の間、沖繩縣に約一ヶ月出張を命ぜられて居りましたので、衛生局、神社局を辭することは、甚だ相濟まぬ事と思ひましたが、地方局には見習時代にも二年も居りましたので、出來れば地方局にやつて頂きたいと御願ひ致しましたので、神社局在勤は極めて短期間に過ぎなかつたのであります。随つて何も御話するやうなことは無いと申して可なる程であります。水野局長の御實行になりました神社の合同整理と云ふことに就いて一言致したいと存じます。是は私共地方局に参りましたからも非常に關係の深いことで、先年自治座談會の際にも申述べたのであります。其の時に問題になりましたのは、例へば、三重縣の如きは一箇村で六、七十

も村社、無格社があると云ふやうなことで、往つて見ると形を成して居るものは殆ど
尠い、斯んなことでは仕方がない、何とかして之が整理をすると云ふことが極めて必
要であると云ふことになりました。私も是非共是はやらなければならぬことと存じま
したので、局長の下で各府縣に對して嚴重なる整理の通牒が發せられたのであります。
然るに其の内只今申すやうに地方局に轉勤致しましたが、其の時は井上課長の主唱に
依つて模範町村と云ふことを非常に奨励して居る時代でありますから、神社も一村一
社と云ふやうなことが非常に強調せられたのであります。それで一村に神社は一つと
云ふやうなことに進んで參つたのであります。私は其の後御用で以て、明治四十三年か
ら四十四年に掛けて歐米に參りました。偶々「ロシア」を通過して居る際に、帝政時代
でありましたが、極めて世情の不安な時代でありました。其の時に「ロシア」の都會地に
於ては到る所——甚しきは十歩二十歩にして——基督聖像なるものが飾つてあつて、

そこに香爐が置いてあり、蠟燭が點けてある。而して其の前を通る人が必ず足を停め
て之に向つて拜禮して通過する。誠にうるさい程に街の左右にそれが在るのでありま
す。私はそれを見て種々の質問もしたのであります。が、「ロシア」で是がなかつたな
らば、毎日どんな騒動が起るか知らぬと云ふことを聽かされたのであります。それで私
は其の後神社の整理統一と云ふことに付いて地方に就いて見ますと、無理に整理統一
されたと云ふやうな風がありました。其の整理された跡地と云ふものは、全く焼跡のや
うになつて居ります。町村に往つて見ると空地のやうな變な所があつちにもこつちにも
あると云ふ風であります。それで此の村は何處に御宮があるのかと聽くと、村社は
一つになつてしまひましたが、年に一度神社を拜む丈だと云ふやうな所もあつた位で
あります。私が歸朝の折、平田内務大臣に歐米視察談を申上げた時に、此の事に觸れ
た事を記憶して居ります。神社局に於て神社の統一整理を要望したのは、それは願ひ

られざるが如き形無しの御宮、即ち臺帳面のみの神社がある、それを整理せよと云ふことであつたのであるが、地方局關係で一村一社と云ふ所迄發展したのでありまして、些か往き過ぎでは無かつたと思はれるのであります。

神社と日常の生活

私は此の神社行政に於いて大事なことは、神社崇敬の事は人民の日常生活にピツタリ合體して離るべからざるものにならなければならぬと考へて居るのであります。今日日本精神の涵養と云ふことに付いては、何よりも先づ神社に對する觀念を深め、其の崇敬心が日々の生活に即して離るべからざるものとなることが、最も必要なことと存じます。私の關係して居る中央報徳會に於て、本年度より府縣の了解を得て或る村を指定し、數年を期して其の村の更生を圖ることに致しました。其の第一は静岡縣の御殿場

から一里許り離れて居る村であります。其の指導擔當者を前愛知縣知事本會理事田中廣太郎君に托しました、同君は元静岡縣知事であつた縁故もあるのであります。過般同村に於て誓の式を擧げたのであります、私共も之に列席致しました。同村の小學校の大きな講堂に全村の人が集つて御祭をしまして村の誓を立てたのであります。其の際御祭の時に神官の方々は皆一齊に揃つて拍手拜禮をされ、來賓の方は區々でございまして、村民側は小學校の生徒、何百人の生徒が集まつて居りましたが、此の幾百の老若男女の拜禮の際は、拍手の音が一齊に揃つて、神官連の時と全く同じやうにパン／＼と揃つて聞かれたのであります。私は此の光景を目撃して、此の村がこゝ迄訓練されて居る以上は、將來大に有望であると云ふことを直感したのであります。是は畢竟平素の訓練の結果であると思はれるのであります。從來とても神社局に於て此等の點は十分御留意の事でありませんが、神祇院に於ても此上とも一層此の方面に力を入れて戴きた

いと存じます。

禊

尙ほ最後に申し上げたいことは、修養團でやつて居ります禊と云ふことであります。是は精神的の感化上有益なものと存じて居りましたので、私は國民精神總動員の理事の一人に加はつて居りました時に、之を主張して孤軍奮闘、遂に物にはならなかつたのでありますけれども、今日は禊と云ふことに付いての研究が餘程進んで来て居るやうに考へるのであります。是等の事は神祇院等に於いて如何に御覽になつて居りますか、私は何としても精神的の禊と云ふやうなことが、日本國民の是非爲すべきことだと云ふことになつたゞけでも、精神的の變化を來たすのではあるまいか、と斯様に考へるのであります。是も一つ御考究を願ひたいと存ずるのであります。皆様の有益なる御話の際

に甚だつまらぬことを申しまして失禮を致しました。

神宮の御炎上

清水 澄氏 私は明治三十年九月社寺局に入りましたが、三十一年七月學習院教授に轉任し、宮内省より「ドイツ」へ留學することになりましたから、社寺局には僅に十箇月許りしか居なかつたのであります。而も局長の下で働いて居つたに過ぎないのでありますから、何等申上げることもないのであります。立ちましたからチヨット一二御話を致したいと思ひます。

私の在職中最も大きな事件と云ふのは、畏くも伊勢神宮の御炎上であつたのであります。早速宇治に出張を命ぜられまして、さうして色々其の状況を視察し、又後始末の事に付いて關係者の方々と話し合ひましたのであります。扱て愈々御造營と云ふこと

になつた時に、斯う云ふことを言出した人もあつた。是は御炎上と直接關係は無いのでありますが、二十年毎に御造營のことに定つて居りますけれども、二十年經たぬ内に畏多いことであるが、御屋根に雨漏りがすることが往々あります。併し御屋根の上のことでもありますから如何ともすることが出来ない。依つて御屋根の檜皮の下に銅板を葺いてはいかゞと申した人があります。然るにそれは古式に反するからいけないと云ふやうなことで、其の意見には賛成者がなかつたのであります。

神祇官設立に關する建議の答辯書

それから議院から神祇官設立の建議書が出まして、其の答辯書を社寺局（其の以後神社局と宗教局とに分れたのであります）で起案せなければならぬ譯でありまして、私に答辯書を書けと云ふことであります。それでどう云ふ風に書けば宜いのですか

と尋ねますと、調査中と云ふことで宜いと云ふことであります。何だか自分でも物足りない、どうも矢張先程水野さんの御話にもあつたやうな譯であります。其の時の局長に於いても、是非實現したいと云ふ熱も少なかつたものでありますから、簡単な答辯書を作つたのであります。それが今日神祇院が出来ることになつたことは所謂時が解決すると云ふ様なことで、實に今昔の感に堪へない次第であります。

社寺局時代の神社法案

それから社寺局長の命を受けて社寺局の時代に神社法、寺院法、宗教法の三法律の起案を致したのであります。寺院法と宗教法とが一つになりました、平沼内閣の時に宗教團體法が成立したのであります。寺院及び宗教團體に關する法律案は度々貴族院に提出されたのであります。議論が多くて成立せず、遂に昭和十四年に至つて成立したの

であります。所が神社に關する法律は部分的のものはありますが、一般的の神社に關する法律は今日に至る迄出來ないのであります。私の最初起案しましたのは實は官國幣社は國費を以て支辨する、府縣社は府縣費を以て支辨する、郷社は郡費（其の時は郡制が行はれて居つた）を以て支辨する、村社は市町村費を以て支辨する、而して無格社の方は其の由緒等に依り村社或は其れ以上の社格を付することにしたいと思つたのであります。然るに局長は久米金彌と云ふ御方でありましたが、そんな立案をしても到底物にならぬから、もう少し考慮しろと云ふことでありまして、法制局に持つて行きましたときは少し變更したのであります。併し私は今尙其の考を持つて居るのであります。或は、村社を市町村費と致しましても、或は村社の數が多かつたり、或は町村の資力が乏しかつたりして、町村では維持出來ないやうな場合もあるかも知らない、併し其の時は國から補助すれば宜しいとすれば實行出來ないことはない。何卒さ

う云ふことが將來實現すれば結構だと今でも私は考へて居る次第であります。尤も其の時には村社の名稱を改める必要があると思ひます。又今日は自治體としての郡が存立しないから、郷社の經費は府縣支辨にしたらば宜しいと思ひます。最近神社制度調査會に於きまして、官國幣社の神職を官吏にする方が宜しいと云ふ意見が出たのであります。それは時期が早いと云ふので賛成者が少なかつたのであります。私の今言ひましたやうに、官國幣社を國の費用で支辨すると云ふことになれば、當然官國幣社の神職は官吏となる結果になる譯であります。さう云ふ意見が出ると云ふことは、幾らか私の意見の一端が現れて來たやうに考へられて、内心自分は喜んで居るのであります。どうぞさう云ふ風に將來はなりたいものだと希望して居るやうな次第であります。是は副總裁迄御參考に申上げて置きます。

社寺局時代の分課

飯沼神祇院副總裁 社寺局の時代は課はどんな風に分れて居つたのでありますか。

清水 澄氏 課は神社課と寺院課と宗務課との三つだつたと思ひます。まだ其の時に課長を勤めた人で存命の人があります。其の人は稻垣と云ふ方でありまして、富山に住つて居ります。此の人は内務省を辭し郷里富山に歸りましてから富山市の市長に選ばれたこともありませう。此の人は社寺局では寺院課及び宗務課の課長でありまして、寺院課では佛教のことを掌り、宗務課では其の他の宗教に關する事務を扱つたのであります。之で私の御話を了りたいと思ひます。

社寺局より神社局、宗教局へ

中川友次郎氏 此處に御渡しの書いたものとは違ひますかも知れませぬが、神社局の出來たのは斯波社寺局長の時であります。最初に文書課長の石原さんが局長事務を取扱はれたかと思ひますが、初代の局長は李家さん、其次は櫻井さん、それから白仁さん、水野さん……であつたと記憶致します。其の當時は神社と寺院と教宗派と云ふものを一緒にして、社寺局にて掌理することになつて居つたのであります。局内の課は神社課と寺院課と宗務課とあつて、それで先刻水野さんの仰せになつた通り、斯う云ふ神社と寺院と混同するやうな政治は宜しからぬ、進んで神祇院と云ふものを置かなければならぬと主張する者少しとせず、従つて神祇に關する特別官衙設置の建議と云ふやうなものが、今此の席に御出になる高山君等神職の有力者とか、其の他神道家と申しますか、丸山作樂氏等神職でない有力なる方も居られて、其の御盡力で度々議會に此の建議案が出たのである。そこで政府も神祇院を設置すると云ふことは兎も角とし、

これは直に實行出來ぬが、神社と寺院とを同一局にて掌理するは不當なりと訴へられることは、尤もだから、之を容れようと云ふことになつた。其の時の局長は先に申したる通り斯波淳六郎さん、次官は小松原英太郎さん、大臣は西郷從道さんで、水野さんは上席の參事官であられました。私に起案せよと云ふことで、社寺局を神社局と宗教局の二つに分けると云ふ起案を命ぜられてやつた譯で、水野參事官等の議を経て官制改正になつた。なつたけれども局員も少いものですから、神社局内の課は第一課、第二課と二課を置かれましたが、私に第一課長兼第二課長を命ぜられました。私は元來地方局に入つて居つたので、社寺局へは手傳ひに參つて居つたのでありましたが、段々手傳ひの方が本職になつてしまつたやうな譯であります。

敬神觀念の普及

それで當時はさう云ふやうな次第でありまして、一般の思想なり神社に對する觀念と云ふものは、今日から見ると非常に違つて居つた。それで私共は其の當時は年齢も若かつたものですから、是は何とかしなければいかぬ、此の儘放任しては置けぬと考へ、又一面高山君等神職の有力者が度々來られて熱誠に訴へられましたから、愈々以て何とかしなければいかぬと思ひ、之が爲め活動を惜まぬことと決意致しました。其の第一着手として、是は一般の人の頭を變へなければならぬ、神社に對する正しき觀念と云ふものを普及せねばならぬと云ふので、それに付いて神社協會と云ふ會を起したのであります。さうして其の會で成るべく廣く雜誌等を配布して、神社の性質を明かにすると云ふことを及ばずながらしたのであります。又各神社は祭神御事歴書(一枚摺)を作り、參拜の人々に渡すことなどを奨めたのであります。自慢話をする譯ではありませぬが、神職諸氏等に懇へられたと云ふことも原因して居りますが、私は帝大在學中穂

積陳重先生に法理學を教はつたので、大學の卒業試験に「祖先教と法律との關係如何」と云ふ問題が出た、其の祖先教と云ふのは敬神崇祖即ち神社を崇敬する、祖先を崇敬すると云ふ譯で、我が國法の基本になります。さう云ふやうなこともあつたものですから、自然今申上げた通り、神社に對する觀念と云ふものを高めなければならぬと云ふ考を自分が持つたのであります。それで神社協會雜誌を出して、或は井上哲次郎さんとか、さう云ふやうな有名なる學者で、神社にも哲學にも明るい人、又は神社にも法律にも明るい人々などの意見を雜誌に載せなどし、神社觀念を宣布して居つたのであります。

議會提出の神社費の供進義務に關する法律案

もう一つは只今水野さんの御話になりました府縣社以下神社の供進金、是は是非や

らなければならぬと云ふ譯でありましたけれども、政府部内で其の案を起して持出した所でナカ／＼通らない。水野さんの御話になりました通りで、水野さんは御成功になつて居るが、我々も誠意はあつた積ですがナカ／＼通る見込はない。是は寧ろ議會の提案に待つ方が宜い、議會の方は屢々神祇院設置の建議が出る如く、敬神の念が厚いと云ふか、議會の方が案成立の見込がある。それで法律で供進金の制度を立てることを得策とする状態でありました。水野さんは勅令にて供進することを得とせられましたのであります。法律案では供進を爲す義務を負ふとし、即ち府縣以下自治體は神社の供進金を出す義務を持つとの規定でありました。それを議員が提出したのであります。貴族院の議員の中には昔から神職の家柄で華族たる方々——東京府知事であつた千家尊福さんを始めとして、さう云ふやうな方々から貴族院に提案せられました。幸に神職の家柄から出て居られる貴族院議員には有力者少からざる有様で、木曜會と

云ふ會（今はありませぬが）にあつて、其の牛耳を執つて居られたのでありますが、木曜會のみでは過半数とはなりませぬ、當時の貴族院は研究會と協同して過半数となるのでありますから、研究會の賛成をも得ねばならぬのであります。洵に都合の悪い時でありまして、其の時に某鐵道を政府が買収すると云ふ案があつた、其の議案に付いて、木曜會と研究會の意見が分れて居つた爲めでありませぬか、其邊の事は分かりませぬが、右の神社の法案に付いては、木曜會では研究會が賛成すると思つた所が、研究會の方で賛成しなかつた、遺憾ながら案は成立するに至らなかつたのであります。さうすると二三日經つて今度は木曜會が鐵道案に反對をして其案も成立しなかつたのであります。どうも鐵道の法案と神社の法案と絡み付いたやうな事になつた、さう云ふやうなことがあつたのであります。

で我々が議員提案に付多少なりと關係すると云ふことに付いては、官規上から云

ふと、政府の役人がさう云ふことに携つたり、又雑誌を拵へて頒布するやうなことは穩當ならずと云ふ議が起る虞れがあつたのであります。我々は何時でも辭職致しますと云ふ覺悟で掛かつたものであります。雑誌に付いては一方には行過ぎざる様注告せらるる先輩があり、他の一方には大いにやるべしと鞭撻する先輩もありました。さう云ふことで進めて行きました。所が水野さんの時代になつて、先程御話の通り水野さんの御盡力で次第に目的を達せられたやうな譯であります。私は其の頃内務省に居りませぬでしたけれども、非常に喜んだ譯であります。是は全く水野さんの御力であつたと思ひます。

神部署の創設

それから今の神社と宗教の關係に付いて、この印刷物のズツ後の方に神宮神部署

官制と云ふことが出て居りますが、これは官制が出来た時ではなく、改正になつた時ではないのですか、神宮神部署と云ふものは大分前に出来たものであります。實は私が官制案を書いたのでありますから覚えて居りますが、其の時の事を申し上げますと、斯う云ふことでありました。畏き事ながら伊勢大神宮に、神宮司廳の外に神宮教と云ふものがありましたして、神道の中の宗教として取扱はれて神道の一派になつて居ましたが、どうもこれは宜しくない、不穩當であると云ふことで、宮内省の掌典部からも何とかならぬかと云ふ御話があつたのであります。さうして又大麻・曆の頒布を神宮教が扱つて居つたのでありますが、これにも色々議論がありました。そこで一般人の神宮參拜と大麻・曆の頒布とを扱ふ爲に神部署を設けることになりました。神部署と云ふ名も宮内省から持つて來られたのであります。乃ち神宮の一般人の奉賽、大麻・曆の頒布を扱ふ爲に神部署と云ふ役所が出来て、之と同時に神宮教なる教派を廢して、之を神宮奉

齋會と云ふ公益法人にすることになりました。次いで神宮奉齋會には大麻・曆の收入が無くなつたのでありますが、偶々神前結婚式を神宮奉齋會に於て始めました。恐れ乍ら宮内省で行はせらるる御儀式にもあやかり、一般の人々も神前結婚を喜び、皆に氣に入つて非常に弘まつた、其の爲に奉齋會は失つた収入を神前結婚式に依つて取戻して來たといへるかも知れませぬ。これも神社と宗教と離れた著るしき事であります。

神社の活動と神職の講習

扱て又我々の内務省在職時代に、神社と云ふものはどうも御祭をなし、又神様に御參りをするると云ふことだけでは足りないと云ふ論者がありましたので、殊に是は學者の中にございまして、井上哲次郎さんなどは、神社は神社であると同時に一の公園である、境内は公園の役をして居るものであると申され、それから或る人は神社と公園だけ

では尙ほ足らぬ、もつと／＼色々な事をやらなければならぬ、或は神前結婚式もやる、更に進んでは神社と云ふものを中心として體育のことも好いだらうし（今日は明治神宮外苑で盛になつて居りますが）もう少し進んで修養道場と云ふやうなものも造りたい、祭祀と云ふ主たるものの外に附屬の事項が必要であると説かれ、此等は其の當時から段々行はれて來たのであります。以上の事は過去の事柄に付いて申述べたのであります、將來益々研究すべき事柄も多いことと思ひます。

尙ほ序であります、神社の性質と云ふものが今日の様に段々明かになつて來た以上は、何か大きな神社の後援團體と云ふやうなものでも作りまして、會員の千萬人も持てば、年に一人五十錢宛出しても五百萬圓と云ふやうなことになる、其の十分の一でも五十萬圓となりますから、何かさう云ふやうな計畫もあつたらどうかと云ふやうな氣も致します。

次にやはり在職當時の事ですが、神社の祭式の行事作法と云ふものが區々になつて居り、皆勝手な風にやつて居るからいかぬと云ふので、之を一定にする目的を主とし、其の他神職の知識向上の爲、神職講習會と云ふものが皇典講究所内に出來まして、私も其の時の講師の末席に加はりました事もあつたのであります、それも水野さんの時に神社祭式行事作法と云ふものが出來たかと思ひます。我々の時には總て區々でいかぬと云ふので色々やつて居つた譯で、それを表面に規定して下すつたのは水野さんの力であります。大いに水野さんに感謝を致します。

省令六號の制定

長野 幹氏 井上さんが局長になつて居られたのは大分長い間でございますが、私は丁度其の間に明治の終から大正二年頃迄書記官として局長の下に仕へて仕事を致し

たのでありまして、従つて井上さん時代の事を全部御話を申上げる資格もないのでありますが、只今御指名になりましたから、私が唯記憶を致して居ります関係だけの分に付いて御話を申し上げたいと思ひます。

御承知の神社に關する法規は從來非常に複雑して居りまして、以前には社寺局と云ふ處で、神社、寺院に關する行政事務を取扱はれて居りました爲め、自然社寺は同じ通牒なり訓令の内に規定されて居ると云ふやうなことで、神社と寺院を取扱上判然區別した以後の今日となつては、甚だ不便錯雜を感じて居つたのでありますが、只今水野先生の御話になりましたやうな工合に、水野さん時代に餘程法律に關するもの、神社財産に關するものも御制定になりましたして、段々と體を具へて來て居つた次第であります。が、井上局長から、どうも斯う云ふ工合では一つのを調べるにも非常に困るから、どうか之を一つに纏めたい、尤も太政官布告であるとか、さう云ふやうな法律と同じ効

力を有するものは、是は法律の改正なり制定に依らなければならぬけれども、其の以外の内務省限りで出来る是迄の規定に付いては、一つに纏めたいと云ふことを熱心に主張されました、其の結果色々此の古い社寺局時代の通牒とか訓令とかさう云ふやうなもの調べを命ぜられました、さうして或る程度迄其の當時纏めたのであります。が、それで丁度此の神社の明細帳なり、其の他祭神、神社名、社格とかさう云ふやうなものに關する事柄は一應相當に纏つたものが出來たのであります。

昇格内規の改正

又丁度私が關係を致して居ります際は、明治天皇が御崩御になりました大正と改元され、従つて此の神社關係と致しましては、必ず又追つて御目出たい御大典の場合に於いては、神社の御昇格と云ふことが起つて來るのであるし、又間もなく改元になる

と、色々さう云ふやうな問題等も起つて參りましたので、神社の御昇格の内規を改正をして呉れと云ふやうなことで、是は追つて御即位の御大典の時には必ず必要なことになつて來るからと云ふので、改元になりますと間もなく、其の方に手を著けられて、調査を命ぜられたので、荻野君なども色々之に付いては原案を練つて下すつたやうな譯であります。斯くして御昇格に關する大體の取扱内規と云ふものは、其の時に纏つたものが出來たのであります。

祭祀令等の改正と祈年祭

又神社の祭祀、祭祀に關することも、必ず追つて改正すべき事柄も起るに相違ないものであるからと云ふので、其の當時から調査を命ぜられまして着手したのであります。是は私が大正二年六月に内務省を出ましてから後に色々是が定まりました、大正三年

に至つて神宮の祭祀令、官國幣社以下神社の祭祀令、祭祀と云ふ祭祀に關するもの等が出たのであります、私が此の祭祀の事に關聯して今でも記憶致して居りますのは祈年、新嘗に關する御祭でありまして、其の當時の祭文には祈年祭に於いては其の年の米の豊穰を神に御祈り申上げて、幸に御蔭に依りまして新穀が稔りますれば、それに依つて酒を造りまして、神様に供へ奉りますと云ふ意味のことが、祈年祭の祝詞に書いてある、さうして秋の時には新酒を供へて御祭りを申上げる、然るに祈年祭の祝詞の際には、御祭神に米が出來ましたら酒を造つて御供へ致しますと云ふことを申上げて置きながら、今日は神社に於ては酒を醸造することは法規の上に許されざる爲め、酒屋から酒を買つて神様に供へるのだから、どうも甚だ面白くないと云ふことを熱心に主張する宮司がありました、神様に對して斯う云ふ偽りを申上げると云ふことは、甚だ相濟まぬ譯であるから、是は是非神社で神様に御供へする酒を造ると云ふことを許して貰

ひたい、と云ふことを非常に熱心に主張した宮司がありまして、是は成程一面に於いて私等も其の人の誠意に打たれたのでありますが、其の後丁度其の祭式祝詞の改正をされました時に、適當に文句が改正されました。私は此の祈年、新嘗の大祭に付きまして、從來から又今日も其の意見で居るのでありますが、元來祈年と新嘗との兩祭は相關聯して居る神社に取つて大切な祭であります、獨り新嘗祭に付いては國民の大祭日として祝ふことになつて居ります。さうして新穀を神に捧げるのであると云ふことは、一般の者も國民皆知つて居りますけれども、祈年祭と云ふことに付いては新嘗祭と同じ大切な御祭であつて、固より今日は私等の神社局に關係して居つた時とは時勢も違ひますが、私等の關係して居りました時には唯神職關係の人のみ、又道府縣廳の神社行政に關する人だけの能く知つて居る御祭であつて、一般社會の人、又一般農家の人達も祈年祭の行はれる時には、今日は神社の御祭だと云ふ位のこと、餘り關心を持

つて居らなかつた。今日は幸に神祇院迄出來まして、又一般國民の神社に關する者が餘程變つて來て居る、又先般全國の神職會の改組の時も、單に神職の會とせず、普通人をも加へて組織を變へようと云ふやうな工合に、機構を改正されるやうな時勢にもなつて來て居るので、國民一般に非常に關係の深い大切な祈年祭を、國民一般の大祭日にする、と云ふことが是非必要である。又氣運が動いて來て居ると思ふのでありますが、是等に付いては私は神祇院に陳情にでも出掛けたい位に考へて居つた位でありまして、一般國民に祈年祭と云ふものは非常に大切な祭である、國民一般が其の年の豊穰を御祈りしなければならぬと云ふ考が、徹底が出来るやうな工合にするには、どうしても大祭日として定められるやうな工合に御配慮を願ふと云ふことが結構だと思ひます。是は甚だ餘談に亘りましたけれども、私が平生熱心に願つて居ります事柄を此の機會に述べさせて頂きました次第であります。

神職奉務規則

井上さんは此の神社の形式の上からも、神社境内の整備又神社職員の奉務上乃至神職の服装等に付いても、常に神社神職に對し熱心に親切に指導されまして、さう云ふことの指圖を細かくされたことを記憶致して居ります。神職奉務規則等も其の御意見の一端が現はされたものであります。

私が大體關係しましたことに付いて、今日記憶致して居る事に付いてはまあそんなやうな次第であります。

神社局の仕事の六ヶ敷いこと

潮 惠之輔氏 唯今飯沼君からお話のありました通り、私は曾つて宗教局に居つた

ことがあります。それは丁度大正二年の行政整理で、宗教局が内務省から文部省に移管される間際までの約四年間、その課長を勤めたのであります。元來宗教局の仕事といへば、舊くから神社局の仕事と、極めて縁故の深かつたものではあります。雙方の關係法令なり、實際の取扱振なども、段々變つて參りましたので、假令宗教局に多少の經驗を有つたとしても、それで直に神社局のことまで、相當承知して居らうといふ譯には行かないのであります。私は又永く地方局や官房にも居りました關係上、神社局の仕事に全然無縁とも申されませんが、それは何分間接のことでありますから、漸く幾許か聴き覚え、視覚えといふ程度に過ぎないのであります。そして只こゝに甚だ珍妙なことは、私も神社局の事務を直接擔當したことがあるといふことでもあります。ところが如何せん、これ亦局長事務取扱として僅か一日といふ、無類の短時間でありますので、旁以て飯沼君が御期待のやうに、當局の好い御參考となりさう

なお話は、到底致し兼ねるのであります。併し折角の御指名でありますから、暫時話させて戴くことに致します。

先刻來頗る興味深い、且有益の數々のお話を伺つて居りましたが、その間水野先生のお話には、愈々社寺局が別れて神社局と宗教局となり、神社局はこゝに獨立の一局となつたが、尙動もすれば何となく軽く視られる傾があつたといふ御趣意のことがありました。近頃は餘程様子が變つたやうに思ひますが、從來は私もその點については、先生と略同様の感じを有たされて、神社行政のために大に遺憾に存じ、一體どうしてそんな空氣が出来たであらうかと、彼此考へさせられたこともありましたが、突き詰めますと、畢竟各方面に未だ神社行政なるものの實相が、確乎理解されて居なかつたといふ、一句に盡さるのではないかと思はれました。而かもそこに至るまでの道程に於て、碎いて見ますと、幾多現實の好ましからぬ事實や、感想などが互に絡み合つて、

遂にかやうな結論にまで進む大きい原因をなしたではないかと察せられます。例へば從來神社局と申しますと、新進氣鋭の逸材が拔擢せられて、局長の椅子に坐はられる。則ち若い方が行き成り局長に就任される場合が、相當多かつたのであります。無論これ等の方々は何れも立派な局長さんでありました。併し世間一般が凡てそれを了解することは、なか／＼困難でありまして、兎に角若手で濟むのだから、神社局は定めし樂な所だらう位に軽く考へさせたり、又同じく役人仲間にも、實際を知らないために、神社局は如何にも簡單平易な仕事ばかりで、そこに特別の困難があらうなどと氣付かぬ向もあつたり、更に神官神職等に對する色々の觀方などもあつたり、その他各種各様の認識は不足乃至誤解が、或は因となり或は果となるといふやうな具合から、終に神社局に對する感違ひをさせ、誤認させるやうにもなつたかと考へられます。

併し今こゝでそれ等の詮索に深入することは、暫く措くと致しますが、兎に角神社

局に對するかゝる觀方、考へ方は間違つて居るのでありまして、神社局が如何に難しかといふことは、人事の一事でも直ぐ判るのであります。神社局關係の人事といへば、主として神官神職の身分取扱であります。時々起ります宮司さんの異動を例に取りましても、實に複雑微妙、非常に頭を悩ませるものであります。私は種々の立場から地方官の異動に關係し、それが容易の業でないことを承知して居りますが、神官神職の異動に與つて見ますと、決して地方官のそれに劣らない、而かも獨特の苦心を必要とすることが、痛感されるのであります。又こゝに御配付の表にもありますやうに、石田君が池田君の次に局長となられました。その繋ぎの二十幾時間かを、私が局長事務取扱として勤めたのであります。これなどでも神社局關係人事の容易でないことが知られるのであります。當時池田君は朝鮮總督府の警務局長に懇望せられ、殊に朝鮮の事情急を要する趣でありましたので、大臣と御協議の結果、已むなく先方

の希望に應ずることに致しました所、豫て神社のこと、神社行政のことに多大の關心、好意を寄せられる方面から、池田君の如き立派な神社局長を手放すとは何事か、神社行政をどうするかといふやうな、頗る厳しい議論が起つて來たのであります。そこで私は、池田君の割愛は固より内務省も難んずる所ながら、朝鮮保安の事情上眞に已むを得ざる次第、神社局長の後任には必ず何人も首肯する適材を推舉すべく、更にその間次官に於て局長の事務を代行して、神社行政に寸隙をも生ぜしめないこと等説明を加へ、それから千葉縣知事で居られた石田君を後任に煩はすことになり、漸く問題の落着を見たことでありましたが、並大抵の苦心ではなかつたのであります。凡そかやうな事情は漫に口外すべきでありませぬが、今晚は内輪限りの懇談であり、殊に當局の方が居られますので、部内外部に亘り人事關係に注意を拂はれます、御參考の一端にもと思ひまして、かゝる事件もありましたといふことを、思ひ出の一節として、内

々申添へた次第であります。

神社局で難しいのは、常に人事ばかりに限る譯ではありませぬ。何分事務の本質が、非常に根柢の深い重要なものでありますために、その日／＼の常務の取扱にも、餘程眞剣に注意しませぬと、大變な結果を招き、就中精神的に深刻な影響を及ぼすのであります。決して生やさしいものではないのであります。寧ろ各種の行政事務の中でも、神社行政程難しいものは稀であらうと思ひます。聊かでも關係して見ますと、この消息が判るのであります。さうでないと思ひます。聊かでも想像もつくまいと考へられます。尤も何の仕事でも實地にやつて見ませぬと、本當の味は判りませぬが、神社局の仕事に至つては、殊に然りといふ感を深からしめるのであります。そして極めて當らぬ言葉か知りませぬが、神社局の事務は兎角縁の下の力持のやうな所があるのであります。一寸眼につく華々しさはないし、而かも非常な困難を伴ふ大切なものであります。

従つてその間に處して終始、苦心せられる當局に對して、私は常に敬意を表して居るものであります。

昭和四年の御遷宮

終りに今一つ申述べますが、それは次の神宮式年御造營につき、最近山口祭が行はせられた趣でありますので、曩の御遷宮當時を追想しつつ、この際當局に願ひして置きたいのであります。私は市町村課長時代に、内務省の奏任官總代として、大正御大禮に參列の光榮を得、又昭和御大禮には、大禮使のお役目を兼ね、次官として參列の光榮に浴しまして、度重なる光榮に只管感激致したのであります。殊に昭和御大禮の翌年は、恰かも神宮式年御遷宮の行はせられる年に相當しますので、御大禮の感激に打たれました私は、御遷宮について一入深く考へたのであります。則ち従來の式年

に當りましても、御遷宮の次第は十分國民に徹底して居たことを信じますが、萬民無上の感激裡に終らせられた、御大禮の後を享けまして、更に式年御造營御遷宮について、一層深く全國民の胸底に刻込み、以て表敬奉祝の至忱が遺憾なく發揮されるやう、施設したいと存じたのであります。そこで新に内務省に、各方面の權威者を集めた委員會を設け、出来る限りこの趣旨の實現を圖るために、御式に參列せしめる者の資格範圍とか、一般敬祝の方法などについて、慎重な評議決定を求め、これを基礎として取運びました所、先づ當年としては大體所期の効果を擧げたやうに思ひました。併しかゝる企は何分最初のことでありましたので、今日からすれば、或は手脱りもありませうし、或は拙いこともなかつたとは申されますまい。どうぞ次の御遷宮に際しては、更に一段と御研究の上、最も適切な施設を講じて戴きたいと希ふものであります。

神社局は六ヶ敷い所

佐上信一氏 私は大正十三年に水野先生が内務大臣であられる際に、神社局長に轉勤を命ぜられました。其の時大臣からは、神社局の仕事は非常に大事な仕事だから、十分勉強してやつて呉れと云ふやうな御話があつたのであります。丁度此の任命を受けると間もなく、官國幣社の宮司談合會がありましたので、初めて其の席に出て、宮司の人達から色々の話を聞き、意見を承りますと、其の當時は宮司も神祇官時代の人も残つて居つて、中々意氣盛なものでありましたが、それと同時に我々の考と大分隔りがあると思ひました。中でも今日まで記憶致して居りますのは、一體日本の憲法で、法律で勅令を變へると云ふことを規定して居るのは怪しからぬことである。勅(ミコト)なればいとも畏しと云ふことがあるではないか、國體の本義を正すには憲法から變へなければ

ばならぬ、當局の方は何と考へらるるか云ふやうな勢でありまして、私は神社局と云ふ所は容易ならぬ所だと云ふやうな感が致しました。そこで先づ事務の内容から検討して行かなければならぬと云ふやうなことで、ポツ／＼と局員を集めて研究を進めて行きました。其の時に高山昇君が伏見稻荷神社の宮司をして居られましたが、私は最初に稻荷神社に参りました所が、稻荷神社の境外地に種々の名稱を有する稻荷さんの石塔が建つて居る。此の石塔は稻荷の信仰の表象とも見るべきものであるから、其の本質を研究し、其の信仰を十分に深く掘下げて神社の行政をやつて貰はなければならぬと云ふことを申されました。後に宮内省に居られる星野掌典が、稻荷神社の囑託を受けて其の調査に従事致しましたが、之は中々六ヶ敷い問題でありますので、是は益々六ヶ敷いなど云ふやうな感想を懐いたのであります。其の當時、今日はさうでもありませんが、只今潮氏の御話もありましたやうに、宮司の人事と云ふこ

とが非常に六ヶ敷い。國學院出身の者と、皇學館出身の者とが、夫々院友、館友と云ふ言葉を使つて、相對抗致しまして、宮司の異動がある毎に今度は館友が何人、院友が何人と云ふやうに、其の學閥系統を問題に致して居りますし、一度宮司が交迭すると、新任宮司は機會ある毎に禰宜から主典迄も自分の出身學校のもので塗換へてしまふと云ふやうなことも行はるゝ場合があつたので、各方面でブツ／＼と議論が出るやうな状態でありました。神社局と云ふ所は知れば知る程六ヶ敷い所だと云ふことを感じたのであります。

神職高等試験の實施

其の際に從來から長く神社に奉仕して居つて、國學院も出なければ皇學館も出て居らぬと云ふやうな人達で、練達堪能な者を、何とか宮司に任用する途はなからうかと

云ふ意見がありましたので、色々調べました結果、國家に於て神職高等試験を行ふ規定が神職任用令の中にありますが、其の當時までは未だ一回も之を行つたことがなかつたので、之を運用しようと思ふことになりました。大正十四年に第一回の神職高等試験を行ひまして若干の者を合格せしめました。其の人は既に今日宮司の中堅になつて居る。是が此處に書いてある神職高等試験の顛末であります。

神宮神部署支署の廢止と大麻・曆の頒布

それからもう一つは、神宮神部署支署の廢止と云ふことであります。其の當時迄は神宮奉齋會が、神宮神部署支署と表裏一體の關係を成して、神宮の崇敬を鼓吹し、神宮の調製する大麻・曆の頒布に多年の功績があつたのであります。一面神宮の大麻・曆に付いては、神宮神部署支署なるものは、兎角一般神社と若干遊離して居つた關係上、

官國幣社並に各府縣社以下神社自ら調製する御札の頒布と、利害が相衝突するやうな場合が少くないので、神宮の調製する大麻・曆頒布の増加率が十分でないと思ふやうなことから、色々の研究を致しました結果、私の局長時代に神宮神部署支署を半分廢止して半分だけ残したのであります。赤木君の局長時代に全廢になつたのであります。私は大麻・曆は其の跡始末と致しまして、其の性質上神宮の直接頒布を爲すことを建前と致しまして、府縣の神職會に之が頒布を委託することとし、府縣の神職會は其の會員をして之が頒布に當らしめ、府縣神職會は頒布収益の幾部分を手當として貰ふと思ふやうなことに致したのであります。其の後私は岡山縣なり、長崎縣なりに轉任致しましたが、是等の縣では毎年非常に莊嚴な儀式に依つて大麻・曆の頒布式を行ひ、之を手始めに各神職が其の受持區域に一齊に戸々に就き、其の頒布を爲すことに致して居ります。大麻・曆の直接頒布は三條西大宮司の時代に其の話がありました。是を實施

したのでありますが、時勢の力もありますが、各村社、無格社の神職に至る迄之に協力致しますので、神宮神部署支署が之に當つて居つた時代よりも遍く行渡ると云ふことになつたので、今日では非常に良好な成績を収めて居ることと思ひます。

神社附屬講社の整理統合

近時神社に對して國家なり公共團體が、非常に力を致すやうに相成りましたことは、洵に喜ばしき傾向であると思ふのでありますが、同時に神社と云ふものは、今日謂ふ所の民衆から盛り上がる崇敬、信仰が、神社經營の消長に反映するやうになるのであります。言換へれば民衆の心の中に宮柱太しく立つやうなことにならなければ、眞の神社の興隆を期することは出来ないと思ふのであります。同じ神社でありましても、元兩部であつた神社と然らざる神社とに依つて、氏子崇敬者の熱が異ると云ふことは世間普通

に見る所であります。其の由りて來る原因は十分に研究の價值があると思ひます。私は當面の問題として、將來は各種の施設に依りて神社と氏子崇敬者との繋りを好くすることが必要だと云ふやうなことから、其の一方法として從來遊離して居りました講社を、苟くも神社に關係する講社は、之を神社の附屬講社として編成替をするの必要ありと認めまして、其の當時附屬講社の整理統合と云ふやうなことに微力を致したのであります。

特殊神事の復興と保存

それからもう一つは、今日の神社の例祭、祈年、新嘗と云ふやうな國家の重き祭祀と云ふものは、是は無論重要な意味があるのであります。從來官國幣社以下神社に於ては、私祭に伴ふ特殊神事は世襲の累代奉仕神職等が多かつた爲めに、何れの地方も

極めて盛でありました。併しながら宮司其の他の神職の轉任が頻繁になつて行くやうな時代になりますと、概して官祭は非常に嚴重に行はれますが、私祭は寧ろ簡略に取扱はれ勝になると云ふやうな關係から、次第に民衆が神社から離れて來る、官の方が力を入れるれば入るゝ程、民衆が神社から離れて來ると云ふ傾向がある。のみならず私共各神社を廻つて調査致しますと、古記録にあります各神社の私祭に伴ふ特殊神事等が、次第に簡略に取扱はれ、遂には其の影を没するやうになつて來て居るやうに見受けました。神社と氏子、崇敬者をクツ著けるには、私祭の中特殊神事を伴ふやうなものは最も効果がある様に思はれます。如何に宮司等が更迭しても、特殊神事の如きは神社の今迄の慣習に依つて、將來も永く之を實行して行くやうにしなければならぬと思ふ。之が神社と氏子崇敬者との關係を緊密ならしめて行く有効な方法であると思ひます。私は大正十三年頃、全國官國幣社の特殊神事を調べて内務省と地方廳とに記録として保存

する必要があると存じまして、全國の官國幣社に通牒を致しまして、面倒を掛けて之を取纏めたのであります。其の書類は永く神社局に保管してありまして、特志の人は之に就き研究を進められた向もあるやうに聞きましたが、一般の人は之を見る機會がなかつたのであります。幸に神祇院になりました、上述の特殊神事の記録が印刷に附せられましたことは、非常に結構なことと思ひますが、同時に國と國民とを結び、住民と郷土とを結ぶと云ふやうな意味と、神社に對して限りなき崇敬と憧憬とを哺育する意味に於て、特殊神事は出来るだけ之を保存し、私祭と雖も相當之を嚴重に行ふやうに致しまして、神社と氏子崇敬者との關係を緊密ならしめる様になりましたならば、洵に結構なことではないかと考へて居る次第であります。

神宮御園の改善其の他

其の當時伊勢の神宮に參拜して、日供の野菜類を培養して居る御園とか御鹽を造る御鹽殿等を拜見致しました。御園は土地が荒廢して居る上に、肥料を使はないやうな關係から、神宮に差上げる野菜類は三重縣中所ではない、全國中で一番出來の悪いものを神宮に差上げるやうになつて居るやうでありましたが、是は私の局長時代には實現しませんでした。神宮當局では色々之が改善の計畫を樹ててをられました。

神祇院豫算と考證課の創設

その他申上げるとは色々ありますが、私は此の程度で御免を蒙ります。尙ほ神祇院の豫算は清浦内閣の時かと思ひますが、一遍通つたのではないかと思ひます。

水野練太郎氏 通らなかつた、確か解散になつた。

佐上信一氏 それで實行豫算を作る時に、神祇院を是非やらなければいかぬと云ふ

ことで、是は高山老、その他の連中と、内務次官の湯淺倉平さんや、内務政務次官の片岡直温さんとの間に、非常に激しい火を發するやうな議論がありました。それは結局尙ほ研究をする必要があると云ふので其の儘になりましたが、併し神社局の整備は一日も之を緩くすべきものではないと云ふので、經費節減の折柄ではあるが、別に費用を増す譯ではないからと云ふことで、考證課を設けることに省議の決定を見たのであります。

神社法令輯覽の出版

其の當時私共の考では、土地收用法とか其の他色々な法令が出て來て、神社法規の中に喰込んで、先程官國幣社宮司談合會に於ける神職の話を擧げたやうに、勅令で出たものが法律で廢せられると云ふやうなことがあるから、是は神社法と云ふやうなものを作つて神社制度を確立して置く必要があると云ふので、丁度足立收君が主任事務官と

して之に當ることとなり、色々研究されましたが、從來神社の法規は、勅令や省令等の法規の外に通牒等で出たものが澤山ありますので、神社法令を作る時の基本資料にしようと思ふので、勅令、省令、訓令及び通牒等の全部を集めまして、神社法令輯覽と云ふものを作つて印刷をしたやうに記憶して居ります。

曩に申上げました神祇院問題の喧しかつた當時は、若槻さんが内務大臣であつたと思ひますが、それを實現しなかつたと云ふので、非常にやかましく言つて來た人がありました。當時樞密顧問官であつた男爵の平山成信と云ふ人が即ち其の人で、非常に熱烈に神祇院の必要なことを説かれて居りました。是等は神祇院の出來上る捨石ではないかと思ひます。

神社行政は特殊行政

松本 學氏 まだ後大分御話になる方があるやうでありますから、簡単に申上げます。此の表を見ましても他の局長さん方は、色々仕事を澤山なさつてをりますが、私の名前のところはブランクになつてをりまして、何も仕事をやつて居らぬのであります。佐上君の熱心に仕事をされた後を受けて、即ち神社法令輯覽編纂等は佐上君の非常な御自慢なものでありましたが、其後私は僅か一年しかおつとめしなかつたのであります。潮さんや、佐上さんの御話にあつたやうに、神社行政程六ヶ敷いものはないと思ひます。私は役人として色々な仕事をしましたが、どんな仕事でも就任翌日から大體の案は立つものであります。が、神社行政だけはどうしても私は考が決まらないで、就任後約六ヶ月間煩悶しつゝけたのであります。特に先輩の高山さんや、其の他の方々が色々な智慧を與へて下さるのではありませんが、何としても確信が持てない、半年と云ふものは手が著かないで、是はどうしたら宜いのかと思つたのであります。然らば何故私が煩

悶したかと云ふと、我國の神社制度は私共の大學で習つた西洋流の行政法で解決が著かぬからであります。日本の神社を所謂行政法で解決しようとする所に非常な過があるのではないか、三千年來日本民族の生活の中にトケ込んだ、即ち日本人の心の中に宮柱太しく立つて居ると云ふべき特色ある日本獨特の制度、それを西洋流の行政法で解決して行かうと云ふことに根本の間違があるのではないか、斯う云ふ疑問を持つたのであります。兎角神社を合併して一村一社にすれば町村自治行政上便益であり、町村財政上有利であると云ふやうな考へ方は、一般行政の運営と云ふ點から來ること、神社の國民生活上の特殊性を無視したものと云はざるを得ないのであります。神社行政は所謂一般行政でなくして、日本獨特の特殊行政でなければならぬ、又特殊行政と云ふことが神社行政の誇ではないかと云ふやうなことを私は感じたので、此事が私の心持の中にあつた爲め、約六ヶ月間煩悶したのであります。漸く自分の決心もついて、祭祀は

勿論、經營も財務も凡て特殊行政の制度をおし建て、神社行政の獨立を圖り、特色を發揮せねばならぬと云ふ決意を固めて、この土臺の上に仕事をやつて行かうと張りきつて居るときに、私は静岡縣に轉任を命ぜられたのであります。轉任を命ぜられた時に、是位残念に思つたことは曾てないのであります。多少とも自分の考へて居つた事をやらうと思つて居つた矢さきに、其の仕事から離れることですから、實に不愉快でした。特殊行政と云ふ土臺の上に、神社制度を考へて見れば、神社の財政の如きも、特殊の財政でなければならぬ筈であります。今日の神社財政は地方公共團體財政と同じに律せられて居るやうに見える、言葉を換へて言へば、資本主義的の經營財政のやうに思はれる、日本の神社財政は昔から所謂御初穂財政であつて、是が特殊の發達をして來たもののやうに考へられるのであります。其の當時土方成美君に相談して神社財政を根本的に研究して、案を立てて貰ひたいと頼んだことがあります。今でも土方君が覺えて居ら

るゝかどうか知りませぬが、心安い間柄でありますので同君に頼んだのでありますが、之も其儘になつてしまつたのであります。今でも私は神社財政を特殊的に、もう少し根本的に考へ直して見る必要があるのではないかと考へて居ります。

神社と國民生活——氏子總代會

それから私が局長をして居る時に感じたことは、どうも神社が國民の生活から離れて居るやうに思はれたのであります。社殿や神域が立派に整備されて莊嚴になつては來たが、それと同時に何だかよりつき難い感がして、殊に官國幣社等は一層かたくなしい氣持がして來るのであります。私共が子供のときに、お宮を遊び場所にして御社殿で集會をしたりして、まるで公園か公會堂のやうに親しんだことを想ひおこすと、大變な相違であります。今日では官祭と民祭とがあつて、官祭には人民は殆ど關係がな

いと云ふが如きは、誠にをかきなことであります。往時日本國民は神社を中心にして、其の生活を營んで來たのでありますから、今日でももつと國民の生活の中に神社が入つて行き、密接な關係を持つと云ふことが大事ではないか、否神社中心に國民生活が律せられねばならぬのではないかと私は考へたのであります。そこで私は氏子總代會と云ふものを考へて見ました。即ち氏神を中心にした氏子の生活規律が、其ままに神社中心の國民生活刷新になるのであつて、敬神崇祖の思想は地方長官や神職だけに説くよりも、直接に氏子に呼び掛くべきであると考へましたので、私は各府縣に氏子總代會の強力なものを造つて、全國的に之を統合強化して行くと云ふやうな案を立てたのであります。中川さんが神社協會を御造りになつたと云ふ御話でありましたが、それと同じやうに、神社行政を擴大強化して、民衆と接近して仕事をして見たいと云ふ考を持つたのであります。其の外色々計畫もして見ましたが、にはかに轉任を命ぜられたので、仕

事が皆な中途で實効が擧つて居りませぬのは、誠にお恥しいことであります。

此度皆様の御盡力で神祇院が出来まして、神社行政が大きくなりましたことは、誠に御同慶に堪へないことであります。然し兎角神祇院となると、又一層雲の上の仕事のやうになる虞はないかと心配するのであります。古來日本人は神様をとりまいて寄り集うた生活をして來ました。神様に親みを覚え、神様を毎日の生活の中に見出さうとすることが即ち我國民生活であります。神様を吾等の生活から奪つて、遠い高いところに持ち去るやうな行政は、決して日本的なものではありません。此の意味から神社行政は日本の特殊行政でなくてはならぬと同時に、國民生活に解け込んで行かねばならぬと考へます。時局下神祇院當局の御活動に待つことが大きいのであります。時間が経ちましたのでこれ位に致しておきます。

明治神宮外苑の完成

赤木朝治氏 時間も経つて居りますので簡単に申し上げます。此の表で御覽の如く、神社行政に關係致しましたのは僅に八箇月許りで、殆ど何もする暇がなかつたやうな譯であります。従つて此處で特に御話するやうな資料もないのであります。寧ろ神社行政に關しては、私よりも局長には後で御成りになりましたけれども、ずっと長く御關係でありました吉田君の方が澤山御話があると思ひますので、其の方を伺つた方が有益と思ひますから、私からは極めて簡単に在職中の一二のことを申上げて見たいと思ひます。其の一つは私就任致しますと間もなく明治神宮の外苑が完成致しました。外苑の完成の儀式がございましたことは、御承知のやうに、其の當時の關係者も澤山おいでになつて居りますが、私と致しましては、局長として此の式を色々御世話をしたと云ふ

ことが、非常に感銘の深かつた一つの事柄であります。神社のことに付きましては、是迄色々先輩の御話がありましたやうに、色々な制度、根本の制度が水野さんの時代に立ち、色々制度が整備されました、短い間でもありますから特にどうと云ふことはない。彼此して居る間に轉勤を命ぜられたと云ふやうな事情にあるのであります。其の外苑の獻納式が了つてから、先づ神社行政に付いては全く素人で初めてでありましたから、第一に見學をしなければならぬと考へまして、方々の神社の見學を致して居る内に轉勤になつたやうなことであります。

神社の合併は考慮を要す

方々の見學の内に自分が感じまして、是は何とかしなければならぬと思つて居る内に實は更つたのでありますが、それは丁度當時神宮の御造營が段々進行致しまして、そ

れらの關係で、神宮には度々參る機會があつたのであります。其の際に三重縣の方々を視察致しまして、三重縣に於ける神社の合併の跡を澤山見まして、神社合併の跡と云ふものが、先刻中川さんからも御話があり、松本氏からも御話があつたのでありますが、それは何時頃合併されたものでありますか知りませぬが、神社を合併した跡が慘澹たる状態になつて居りまして、小さい祠が、二尺、三尺の祠を造つて祭つて居ると云ふやうな譯で、それは合併の跡地をさうして居るやうな状況を方々で見、果して神社合併と云ふことが斯う云ふことで宜しいかどうかと云ふことを、私は疑問に致しまして、今日も尙非常にそれを考へて居る次第であるのであります。神社合併を非常に奨励されて居つたやうでありますが、此の合併に依つて得る所は、それに依つて神社の設備も良くし、奉仕を十分に於て崇敬心を増すと云ふことにあつたらうと思ふのであります。結果は國民の神社に對する崇敬心と云ふものを、之に依つて失つてしまふと云

ふことになるのではないかと思ひます。崇敬の中心を取つて行かれて、合併をされた其の被合併の神社の関係者は、新しく出来た合併神社に從來の神社に對するだけの崇敬心を持つて參拜するかと云ふと、どうも大部分はさうでないやうに見受けられるのであります。さうして小さい二尺、三尺の祠を造つて、それに御詣りをすると云ふことは、之に依つて神社崇敬心と云ふものが失はれてしまつて、所謂國民の心の中に活きなければならぬ所の神社と云ふ觀念が、是で打壞しになるのではないかと云ふことを非常に感じたのであります。是は何とか合併と云ふことに付いて考へる必要があると思つて居る内に轉任になつた次第で、其の儘になつて、今日迄始終さう云ふことを考へて居るのであります。さう云ふ大事の問題にも機會がありましたならば、今後十分御研究を御願ひしたいと思ひます。

明治神宮の御鎮座と敬神思想の徹底

吉田 茂氏 私は神社局に二度勤めさせて頂いて居ります。局長の時のことは、飯沼さんも、兒玉さんも、其の時分の事は知つて居る方も居られると思ひます。それは震災後のことでもありますから、多分御役所の方に記録も其の儘完全に遺つて居ることと思ひますが、それよりも前、震災前私が書記官として御奉公申上げました時のことの方が幾分御參考にならうと思ひます。それもこゝで思ひ出すままに、極く雜駁な記憶の一部分を申上げて見たいと思ふのであります。それは主に塚本さんが——今日は御缺席であります——神社局長をして居られた際のことでありますから、塚本さんから御話しになればもつと適切な御話があると思ひますが、塚本さんの御代辯を申上げるやうな氣持で申上げようと思ひます。

其の時分は赤木さんの御話がありましたやうに、明治神宮の御造營の進行中でありました。神宮御鎮座といふことにつきましての國民奉養の誠を效す爲に、明治神宮奉養會と云ふものが出来て、伏見大宮様を總裁に奉戴し、亡くなられた徳川公爵が會長になられ、阪谷男爵が理事長のやうな御仕事をして居られました。この奉養會の主な事業であります外苑造營の仕事を、奉養會の委託によつて政府で施行すると云ふ官制が出たのであります。珍しい官制であります。こゝにおいでの方野さんが三重縣知事でおいでの方に、私は長野さんの下で社寺兵事課長を致して居りましたのが、塚本さんの下に御指命を受けまして、此の外苑造營の仕事をやれ、内務省としては今迄類例のなかつたやうな左様なことで、神社局ではなくて、明治神宮造營局の書記官と云ふことで東京へ參りました次第であります。先刻から御話がありましたやうに、其の時分には神社局には高等官給としては局長だけの俸給があつて、書記官給もなければ、況んや考證

官・技師・事務官さう云ふものは全然なかつたのであります。所が實際に於きましては、此處においでの方野さんの、宮地さんの、斯道に堪能の方々の御教を仰いで仕事をして居つたやうな次第であります。私共は今迄一般の行政官で居つて、神社のことはさつぱり解らないのでありますから、神社局の推進力、原動力は、萩野さんや宮地さんであつた譯であります。さう云ふ方を役所で御待遇する途がないから、御兩名とも神社局の方では囑託でありました。さうして特殊の事に付いて御指導を仰ぎました次第であります。營繕に關する技師としても一人も居られない、明治神宮造營局にも神宮司廳にも立派な技師が居られるのであります。が、神社局には技師も居られない。そんな状況であつたにも拘らず、當時造營局の若手技師であられた角南さんなどは、神社建築に付いては一方ならぬ關心を御持ちになりました。今後の御生涯を神社建築の爲に捧げようと云ふ御決意を持たれた爲に、建築界の或る大先輩からひどく叱られたやうなこと

もあつたやうに思ひます。折角立派な近代建築家に仕立ててやつたのに、神社建築などを是からやると云ふやうなことは甚だ不都合だと云ふやうな意味であつたかと、臆氣ながら記憶して居ります。間違つてゐたら角南さんどうか御免を願ひます。當時はまださう云ふ状態であつたのでありますが、明治神宮御造營と云ふことが機縁となりまして、先程から御話のありますやうな、國民の間に神社崇敬の本當の熱意と云ふものが、全國的に發揚せられて來たと私は考へるのであります。今日から回顧致しますると、洵に相濟まないやうなことでありますが、それ迄は各神社とも申さばほんの形骸だけを止めて居つて、國民崇敬の魂と云ふものの上に於いては、大いに缺くる所のあるやうな點もあつたではないか、それが明治神宮の御造營と云ふことを契機としまして、民心が明治天皇の御聖徳に依つて、敬神尊皇の至誠を現實に現すやうな機運が、力強く開けて參つたのであります。従つて神社行政も明治神宮の御造營と云ふことを一つの轉機と

して、今日のやうな振興を見る基が打ち立てられたやうに思ふのであります。

それから後、専任書記官が置かれ、考證官が置かれ、建築技師も置かれ、又神社の供進金の如きも従前から見ると非常な増額を見るやうなことになつて、申さば今日の神祇院の實質的基礎と云ふものが、明治神宮の御鎮座と云ふことに依つて築かれたやうに私は考へるのであります。今日から考へると想像の出來ないことでありますが、荻野さんも能く御記憶になつて居ると思ひますが、明治神宮が御鎮座になつて、果して國民が十分明治神宮に崇敬の誠を捧げ、多くの參拜者があるだらうかどうかと云ふことは、當事者一同も當時に在つては、確とした見當が付かなかつたと云ふのが、事實ではあるまいかと思ひます。と申しますのは、今迄は民社から官社に御昇格になると云ふと、却つて一般國民の崇敬が衰へる、別格官幣社には餘り御參りがないと云ふやうなことが事實として現れて居つたのでありますから、明治神宮を御鎮祭申上げて、御神徳顯揚の

上に十分ならざるものがあるやうでは、誠に相濟まぬことだと云ふことは、恐らく當事者一同の深い心配であつたと思ふのであります。其の事の爲には、原内務大臣や水野先生なども大變御心配になつて、内務省内に明治天皇を神社に奉齋すべき方途を如何にしたら宜しいかと云ふことを審議する爲め、神社奉祀調査會と云ふものが出來て、それらの事を十分慎重審議をせられたのであります。愈々御造營の事成つて、大正九年に御鎮座祭を執行致しまして、始めてこれは誠に有難い尊いことであつたと云ふことを、皆が肚の底から感銘をし、安堵をしたと云ふやうな次第ではなかつたかと思ひます。

それから後には大藏省に往つて、神社のことについての豫算の談判をするにも、氣樂に談判が出来るやうな事になつたのであります。以前は神社局以外の内務省各局でも、神社局に對しては餘り重くは見て居なかつた、神社局は官制の上では内務省關係の筆頭に擧げられて居りましたが、其の當時内務省の中では、確か神社局や衛生局は

三等局だと云ふやうな、さう云ふ情ない言葉も傳へられて居つたやうに思ふのであります。

明治神宮の御鎮座なり、續いて執り行はれました神宮の式年の御遷宮等の事に依りまして、國民の肚の底からの敬神の思想と云ふものが力強く現れて爾後今日に及び、更に現在の重大時局に當面致しまして、神徳を仰ぎ奉ると云ふことの正しい意味が、一般の人々に理解せられるやうになり、其の風潮に依りまして、尙ほ且水野先生、高山先生其の他の諸先輩の永年の御苦心が實を結び、こゝに神祇院と云ふものが出來まして、神國日本の實を擧げようと云ふ正しい切掛けが出來たやうに思ふのであります。此等の時勢の運行の第一段階としては、明治神宮の御鎮座と云ふことではないかと思ふのであります。今日は當時に比べましては、神祇崇敬と云ふことが、國家内外の有らゆる重要問題を正しく解決する上の根本であると云ふことは、誰も疑ふ者がないやうな洵に

有難い機運になつて居るのでありますから、もう一段御當局に於かれましては、此の機運を十分御活用下さいまして、本當に日本の國體の本義と云ふことを、國民實生活の上に現すやうに御盡瘁に是非預りたいと思ふのであります。こゝに御集りの皆様方に於きましても、すべて神祇院に於いて斯道の爲御骨折下さることについては、出来るだけの御手傳ひを申上げるだけの熱意を持つて居られると思ひます。

極めて大雑駁のお話でありましたけれども、私の古く神社局に奉仕をさせて頂きました頃の感想の一端を申上げた次第であります。是で御免を蒙ります。

時勢の轉換と神社行政

石田 馨氏 私が神社局に居りました當時御一緒に仕事をして居りました飯沼さんが今副總裁をしておいでになります。私よりも詳しく當時の事は御存知のことと思ひ

ますから、時間もありませんし、私から諄々しく申上げる必要はないと思ひますが、折角御指名に預りましたから、簡単に申上げたいと思ひます。

近來非常に神祇の道が興隆して参りまして、我々其の道に若干關係を致した者として、洵に本懐に堪へない次第であります。其の原因に付きましては、無論先輩の方々の御努力、國民の自覺の結果であり、又吉田さんは只今信仰の中心點の方面から御話をされましたが、私は舞臺の方面から申上げて見たいと思ひます。即ち私の在職中の最も著しいことは、社會の舞臺が一大轉換をしたと云ふことであります。私が千葉縣から神社局に入ります直ぐ前、千葉縣の縣會で、多數黨が政黨的立場から豫算に大削減を加へたことがありました。それが爲め議場が荒れまして、傍聽人が飛込んで議長に迫ると云ふやうなことで、多數黨より警察官の派遣取締りを求めて参つて、警察署員が頤紐で演壇の周圍を保護するやうなことに迄なり、結局私は議決の事項を取消して、原案の執

行をすると云ふやうなことがあつたのであります。之は正に從來の政治の行き方の最
後と申しますか、政争の最高潮に達した時でありました。斯る際帝都の臺所と稱せら
るゝ千葉縣を去りまして、神社局に入りましたのであります。さうすると神社局在職
中に五・一五事件あり、更に滿洲事變が起りました、茲に政治、社會の實相、思想其
他の方面に於いて大轉換が行はれたのであります。神社局に三年半居りまして、更
に帝都の玄關と唱へられる神奈川縣に出ましたのであります。其の時には縣會も三
十日の會期を全部やらぬで、何日か前に議案全部を可決すると云ふやうに情勢が變
化して居つたのであります。

私が入りました當時は、此處に居られます飯沼さんなり、堀田君なりから、神社制度
調査會の御話を伺ひ、教を仰いで調査會に臨んだのであります。當時調査會では、神
社の本質如何、神社は宗教なりや否やと云ふことで、盛に意見が出て居りました。江木

千之先生が特別委員長、花井さんとか、賀茂さん、宮西さん、千秋男爵等亡くなられた
方もありますが、盛に論議されて、結局此の問題は決を探ると云ふ問題でもありませぬ
し、なか／＼一致した纏りが著きにくいと云ふことに落付いたやうに思ふのでありま
す。さう斯うして居る内に、只今申すやうな大轉換の時期に遭遇しましたから、色々と
茲に具體的にやらなければならぬと云ふ焦り心を私共も抱いたのであります。鞭撻
されたのであります。元來が鈍い方でありますから、焦り心を持ちつゝ十分な事が出來
ませぬでありました。公費供進の問題、府縣社以下神社への供進と云ふ制度が定まり
ましたことも、時勢の促した一つの現れであるかと思ひます。

造營の方面に於きましても、角南さんが居られるのであります。初めの頃は非常に
其の經費額も少かつたのであります。それが斯う云ふ時勢になりましたせゐもあり
ませう、或は伊勢神宮宮域の整備擴張と云ふやうな機運にも向ひましたし、熱田神宮

の修理、橿原神宮の整備、宇佐神宮の修繕と云ふ風に段々と次々に出て参りまして、大分大きな金額になりました。其の後も續いて御施設になつて居りますから、今日では全國の著しい官國幣社の御造營は、相當行届いた形になつて居るではないかと思ひます。又神職の待遇問題も起りまして、勅任待遇や奏任待遇の數を殖し、禰宜の奏任待遇の制度を新に認めると云ふやうな事柄も現れて來たのであります。神職養成の常設機關と云ふことも、兒玉君が立案されました。省内の豫算會議にも出たのであります。實現を見ないで今日に至つて居ります。恐らく今後の懸案の一つであらうと思ひます。

尙ほ計へ上げますれば若干あると思ひますが、何れも此の時勢の齎らした産物といふ一面を持つと思はれます。兎も角此の轉換に依りまして、全國的に敬神の思想がずつと進んだやうであります。私は在職中滿洲事變で亡くなつた人達の遺族の慰問に、地方に遣はされたことがあります。其の際に神社に對する日參でありますとか、祈願で

ありますとか、色々の形式に於いて國民の神社崇敬の念が非常に厚くなつて参つて居ると云ふことを認めまして、非常に喜ぶと共に、神社局に居る我々として實質的に其の機運に遅れないやうに、寧ろ其の先に立つて行くと云ふやうなことはどうしたら出来るかと云ふことを省みて、恐懼して居つたやうな次第であります。これはなか／＼容易なことではなかつたのであります。其の後の方々の御努力に依りまして私共爲し得なかつた事の進展を見るに至りましたことを喜ぶものであります。

容の充實が必要

就きまして第三者、一般國民として神社界を見てみまして感じました一二の事を附加へて置きたいと思ひます。其の一つは形が整ひ段々と位が登つて行くと云ふことは結構であります。それに伴ふ内容を充實して行くと云ふことが申す迄もなく大切に

あり、又之を一層充實しないと形と伴はぬことが一層目立つことになる、何とか敬神と云ふことが上調子にならないで、形の上に止まらないで行くやうに、どうして行つたら宜しいかと云ふことに御苦心があるではないかと思ふのであります。是は一挿話であります。但し、神社局に居る時に刑法の改正と云ふことが企てられて、神社局の意見を尋ねられた。放火犯の中に住家、非住家に依つて刑の裁量が違つて居る。神社は一體何れに入れるか、非住家の中に入れると云ふと刑の軽い放火犯と云ふことになる。矢張り刑法改正に際しても、此の神聖なることを法制上も認むることが、國民の思想にも合ふではないかと云ふことを、申しましたが、神社にも色々あると云ふことで、當時はあつたのであります。是は理窟つばい末梢的一挿話であります。社會の有らゆる方面に眼を注ぎますれば、神社崇敬の國民的傾向と一致せしむるやう、實生活の上に立つて處置すべき事柄が、相當あるではないかと思ひます。さう云ふことが出来れば非

常に結構であると思ひます。此の間の新聞に神宮の前などで市民が禮拜する近來の傾向に付、上京した地方人士の感激を買つて居ると云ふことが載つてゐましたが、斯様に實生活の上に敬神の國民的傾向が如實に現はれて參りますことが最も望ましいことに存ぜられます。それから如斯敬神思想若くは日本精神の昂揚されつゝあることは、寔に本懐なことであります。斯う云ふ時には得て猫も杓子もと云ふ嫌が生じないでもない、或は雷同する者もあり、中には如何はしい者が生ずることすらあると思はれます。「鄭聲の雅樂を亂すを惡む」と云ふことがありますが、折角良い芽を出した植物の間に雑草が生えますと、折角の養分が雑草に吸ひ取られて良い植物が稔り得ないことがありますから、是は刈取らなければなりません。或は一面から云へば眞正な植物の成長力をうんと強くするやうになつて欲しい、それには一番中心となる神職の諸君が本當に奉仕が出来ること、又指導し得る立場にあると云ふことが、何よりも大切であ

ることは申す迄もないことありますから、今神祇院でやつて居られます教養に關する事柄が段々進みますことに、多大の期待を懸けて居りますやうな次第であります。

長期在勤を望む

最後に先刻人事の問題がございましたが、私が局長を三年半勤めた間に大臣が確か總理大臣の兼任迄入れますと六人替られたかと思ひます。次官は何人であつたか覺えませぬが、恐らくそれに似寄つた數ではないかと思ふのであります。是は可成り頻繁な更迭であります。幸に局長の更迭は從來それ程激しくはない。私が十七代目のやうであります。警視總監の如きは二年か三年前私が居りましたとき、已に四十代と云ふことになつて居りました。過日現警視總監が前總監連を招かれた所に往つて見ますと、私より後に七八人も居られるやうな譯で、それに比ぶれば神社局長の方は、比較的更迭

が少いのであります。然し前に松本さんの仰せられるやうに、神社關係の仕事は重大であり、神社人になり切ると云ふには相當期間が掛かるのでありますから、幸に大臣は更られましたも、副總裁は更らずに濟むと思ひますから、副總裁其他の方々が長く御盡力下さることは非常に願はしいことのやうに思ひます。私は仕事が變りまして荷が下りたやうに思ひましたのは「サーベル」を脱しました時と、神社局長を離れた時だと思ひます。「サーベル」を脱せば腰が軽くなりますし、神社局を去りますと冠を脱いだと云ふか、非常に重い任務から放たれたと云ふやうな感が致しました。神社の仕事は決して簡單なものではなくして、居れば居る程重い荷を擔いで行くやうなものだと思ひますが、時局柄殊に重大な事柄でありますから、御關係の皆様が成るべく長くやつて頂きたいと思ふのであります。

神祇院創設の經過

一〇二

館 哲二氏 私の居りましたのは十年と十一年の二箇年餘りであります。でありますから皆様御承知のやうなことでありまして、御話し申上げる必要もないと思ひます。大臣は後藤さんと潮さんで、一年々々であつたと思ひます。丁度石田さんの後を承けまして、時勢が斯道の興隆に向いて來て居る時代で、河水の滔々として流れるやうな有様でありましたので、力を出さなくても獨りで押し流されて行く、只その流に乗つて舟を進めるのに先に立つて打突からぬやうに心配をすればよいと云ふ時期であつたと思ひます。従ひまして自分の力でやつたと云ふことは一つもない譯であります。

此の特別官衙の問題に付きまして、私が參りますと之を實現させたいといふ氣分が濃厚でありました。水野先生の所に御伺ひした時にも、是非此の問題は實現するやう

にしたものだと云ふ御話がありました。それから色々考究して見たのであります。丁度赤木さんが次官で居られたのですが、豫算の時期になりました。御相談を申上げました。私共も一時はやつて見ようではないかと云ふ氣になりました。大臣も實現するお積りのやうにも見受けたのであります。併し當時責任を持つて居る神社局長としましては、どうも神祇道の日本國に於ける何と申しますか地位と、それに應ずる行政機構をどうするかと云ふことに付いて、どうしても自信のある考へ方が出來ませぬのでどうも困つたのであります。押し切つて形を拵へて行けば、只時流に乗つて盲滅法に拵へたと云ふことになつて、大臣に對しても相濟まないと云ふやうな感じがします。世間に對しても相濟まない感じがしたのであります。又一つには無理をして實現させようとするれば、其の時の神社局の豫算を神祇院の豫算に引き直したと云ふことにしかならない、即ち極めて貧弱な内容の外局が出來上るといふやうな状態になつて居つたので

一〇三

あります。もう一つは神社制度調査會では、此の問題は結論を得て居らないのであります。神社制度調査會を開いて置きながら、はつきりした返事を貰はずに、一方の官廳だけで決めてしまつてはどうかと云ふやうな事情も考へられますので、豫算の時期には先づ見合せて、たゞ神社局の内容充實をやるやうにしたらと云ふので、其の時に押し切つてやれば出来たのでありませうが、神社局の充實と云ふ方面に力を入れることにして此は延ばしたのであります。其の後、神社制度調査會にも色々御研究を御願ひして調査會の建議案が出たかと思つて居ります。其の内に十二年の初めに轉任したので、其の後任は兒玉さんがおいでになりました、引續いて色々御骨折になつたのであります。十四年春の議會で丁度其の時私次官でゐたのですが、木戸さんの大臣の時でありましたが、内務大臣からも、總理大臣からも、特別官衙を實現すると云ふことを明言された。それが切掛けになりました、次の年度に豫算を出すと云ふやうな段取になつたのであ

ります。まあ全體として、今度は非常に立派な機構で出来上りました。是は私共が最初の時に小さいものを拵へて置かなかつたので、却つて宜かつたと今考へて居ります。そこで神祇院が出来たばかりのところではありますが、果して現在の機構で満足すべきか、現在のやうな状態ではが落著いて居るべきものかと云ふ重大な問題があると思ひますが、これは極めて重大であるだけに、斯の道の先輩に聽かなければ私共には到底解らぬのであります。此の點に付きましては、將來とも御研究になりました。嚮ふ所をはつきりさせて行くことが必要ではないかと思ひます。それ以外に於きましても色々ありますが、皆御承知のことでありますから是位に致します。

天皇奉祀の神社

兒玉九一氏 末輩でございます上に、私の居りましたのはまだ新しい時でありまし

て、只今御話し申上げることが憚るやうなこともあります。二三申上げて置きます。神祇院の問題に付きましては、私も館さんの驥尾に附しまして色々研究致したのでありますが、どうも色々な點に疑問がございまして、自信を持つて之を押し切るだけの勇氣を持つて居らなかつたのであります。結局神祇院が出来ましたことは、私より以後の方々の御功績だと考へて居る次第であります。私の居りました時代には丁度支那事變が勃發致しました。其の上紀元二千六百年の佳節を控えて居りまして、神祇道は益々興隆して參つたのであります。其の中でも感銘の深いのは天皇御奉祀の神社創立に御手傳が出来たことで、萬民の崇敬特に深い天智天皇が近江神宮に、孝明天皇が平安神宮に御鎮座あらせられ、又從來官幣中社であつた水無瀬宮・白峯宮・赤間宮が官幣大社に列格仰出され、特に神宮號を賜つたことは實に感慨無量であります。實は是等の御事柄に付きましては、消極論を採る人も相當ありまして、萬般の點に付熟慮を遂げたの

であります。結局國民の熱意に動かされて實現を見たのであります。實は本日吉田先生の御話を聴きまして非常に心強く思つたのであります。丁度明治神宮御造營の時分と同じやうな心配をして居りましたし、天皇奉祀の神社に對する我々の心構と申しますか、或は將來國民を指導して行く精神と申しますか、是等に付いて自分自身本當の確信に到達するのに苦しんだ次第であります。其の結果を見ますると非常に立派な結果を得まして、紀元二千六百年記念事業たる橿原神宮の御造營と共に、神祇界に一大紀元を劃した仕事であつたと自負して居るのであります。然し斯く自負せる自分としても、尙ほ多少の心配を持つて居りまして、天神、國神を御祀りする神社と、今申上げましたやうな神社とをどう云ふ風に結付けて、國民をそれに對して導いて行くかと云ふことに付いては、随分御苦心のある所と存するのであります。

護國神社の制度

一〇八

それから護國神社の問題であります。事變の關係上促進された譯でありまして、私の時代に偶々出来たと云ふことであります。翻つて考へて見ますと、此の制度に付きましても、尙ほ今後御考究を願はねばならぬ點があるやうであります。其の後知事になりまして實際の祭祀に奉仕致しますと、随分考へさせられる點が多いのであります。餘り完全なものでないものを後に遺したやうな責任感に打たれて居るのであります。従來の神社と非常に違つた神社でありますから、それと國民との間、其の他の點に付いて、餘程御考慮を御願ひ致したいと思つて居ります。其の他色々御話したいこともありますけれども、時間もありませんので是で御許しを願ひたいと思ひます。

初めの頃の考證

荻野仲三郎氏 私は長く御厄介になつて居りますので、どこを御話して宜いやらちよつと見當が付かないのであります。まあ今昔の感に堪へないものがあるのであります。私が初め御厄介になつた時には何しろ考證らしいことをやりますのは私一人でございます。普通事務を執る人も數名居られました。やつて居つたので、其の前に吉岡徳明と云ふ方が居られました。初めて考證をやつて、どう云ふ風に考證をするのかと云ふので、吉岡さんの書かれたものを見ると、「富士山は扶桑の根にして」と云ふやうな書出しで書いて居られます。斯う云ふやうな状態で考證が始つて居つたのであります。其の後を引受けて一人で甚だ不完全なことをやつて居つたのであります。今御話の通り水野さんの局長になられましたから、神社制度と云ふものが本當に緒につい

一〇九

て来たのではないかと今日でも思つて居ります。

一一〇

神社合併

其の時に困つたのは今御話の神社合併の問題、神社を一村一社にしようではないかと云ふ考でありまして、私共の立場から見ると非常に苦しいことであつたのですが、果して色々なことがあつて、其の時面白い餘談があります。三重縣、大阪府、和歌山縣が最も激しいので、大阪では盛にやりましたのに京都では殆どやらない。其の時の知事が大森鍾一さんであつた。大森さんと平生から御別懇にして戴いてゐたものでありますから、御目に掛かつた時に「京都府は一向神社合併を御やりになりませぬがどう云ふ譯ですか」と言つた所が、大森さんは老巧の行政家と思ひました。「君、京都で手の著けられる社はどこか、京都の神社はどの神社を調べても由緒の深いものでうつ

かり手がつけられぬ、で私共の所は全國皆やつてしまつたら私の所もやる、それ迄待つて居る」と仰しやつたので、流石にえらいことを仰しやつたのだと斯う思ひました。其の内議會でも喧しくなつて途中から御止めになつた。全然御止めになつた譯ではありませぬが變つて來ました。元の考は、どうしても神社行政の良い制度を布くには難然たる神社があつてはならぬ、どうしても整理しなければならぬと云ふのであつたのでありますが、それで水野さんの時にあゝ云ふ法令の上の整備が出來ました。

明治神宮の御鎮座

次に神社局長になられました井上さんの時に、精神上の問題を頭に入れて敬神崇祖の精神とか、或は境内の整備とか、そんなやうなことをやかましく言はれて居りましたが、丁度今吉田さんの御話のやうに、明治天皇の崩御と云ふことが起りまして、全國か

一一一

ら奉祀のことの請願が出て、それで色々考へられました。之をどうするかと云ふことを問題にした。其の時に原さんが内務大臣で仰しやるには「斯う云ふ問題は急ぐ問題でない。此の崩御と云ふ大事件に國民が遭遇して多少亢奮状態に居るし、諒闇があげ國民の精神が平靜になつて、尙ほ斯の如き熱意を持つかと云ふことを見なければならぬ、だから此の問題は決して急ぐのではない、もう少し機運を見たら宜いだらう」と云ふことを御話になつたと云ふことを局長から伺ひましたが、其の後に昭憲皇太后が崩御遊ばされましたので、神社奉祀のことは暫く御大葬の済む迄保留すると云ふことになりましたが、其の後昭憲皇太后を合祀して神社へ奉齋しようと云ふことになり、そこで神宮奉祀事項の調査をすることとなり、御社名・御社號・御社格・鎮座地等に付いて調査せられた。其の時に鎮座地に付いてもあつちこつちで色々の調査がありました。大體は決まつて居りましたが、それでも各地を一應調査せられ、そこで愈々代

々木と云ふことに決まりました。其の時吉田さんの仰しやつたやうに、御境内が廣過ぎて、後々維持に困るのではないかと云ふことが私共の杞憂であつた。從來御歴代天皇奉祀神社の實際に徴してあの大きな境内や建物、あれだけのものをどうして維持して行くかと云ふ問題もありましたが、井上さんはどうにかなるだらう、今取れるだけ廣く取つて置かうではないかと云ふことであつたのでありますが、それが御創立になつて御鎮座になると、今では却つて境内建物の狹隘なることを感じて居る位で、是は全く御祭神であらせらるゝ明治天皇の御聖徳の然らしむる所だと思ひます。此の明治神宮の御鎮座と云ふことが、此の神社界に一つの大革新を齎したものであります。そんな事で考へて見ますと、今日神祇院が出来まして、考證官、其の他色々の方々がおいでになることゝ、私が初めて關係させて頂いた時とを比べて見ると、實にえらい變化だと思ひます。

御祭神の研究を望む

こゝで私の希望を申し上げますと、今後は一つ神社の内容とでも申し上げますか、其の一例として、御祭神の御研究を願はなければならぬ。どんな神社に至る迄も祭神不詳と云ふことをなくして頂きたい。事實明細帳には現在何か書いてはありますが、御祭神不詳の神社が官國幣社にもあるのではないかと思ひます。さう云ふことを御研究を願つて御整理を願はなければ、國民の敬神思想を推し進める上に相當の問題だと思ひます。今後其の點に御留意を願ひたいと思ひます。大變時間が経つてしまひましたから是で……。

飯沼神祇院副總裁　まだ御伺ひ致したいことが澤山ございますが、大分時間が遅くなりましてので是で……、大變有難うございました。

紙 上 参 加

塚本清治氏談話 (昭和十六年十一月二十七日)

神社制度の研究

私は明治四十二年から大正三年迄神社局の參事官をやつて居つて、ちよつと途中脇に行きまして、大正四年から十年迄局長をした、だから足掛け十三年神社行政に關係して居つた譯です。神社局長をして居りました時に、友達が來て、「どうだ、君さう神社局ばかりにくすぶつて居つても仕様がなないぢやないか、頼んで地方の知事に出して貰つたらどうか」と言つて忠告して呉れた人がありましたよ。どうも僕は神社が有り難く神社制度の研究といふことが非常に面白いので、大いに興味を持つて毎日勤めて居るのだから、且又曾て任官以來運動をして轉任を企てたことはないのだから、殊に私は明治神宮御造營の途中ですからね。それが局長になつてから局長を罷める迄、

大正四年から十年迄です。丁度大正四年の明治神宮の地鎮祭の前々日に局長を拜命したので。十月二日に拜命して四日に地鎮祭があつたのです。さうして九年十一月一日に鎮座祭がありました、三日に第一次の例祭が行はれて、其の前にもう地方局長を兼任して居りましたけれども、神社局長を罷めたのは十年の春です。それで大正九年に御鎮座祭を畢へて翌年の春轉任したので。丁度地鎮祭の初めから鎮座祭迄の御祭には總て參加した譯であります、參列の榮を擔つた譯です。

今の神社制度確立といふことには本當に水野局長は與つて大なる力ある方です。それで私はそれが餘程頭に刺戟を受けて、神社制度といふものに興味を持つて研究したいといふことになつた。明治四十二年か三年でしたか、參事官として神社局に勤務の折に、當時地方の郡長や府縣廳の屬官等を内務省に集めて地方改良講習會といふものを催すことが毎年の例であつたのです。其の講習科目は種々ありましたが、中に神社

行政のことも科目の一に加へられてあつた。そこで私は神社に關する講習科目を受持つたのです。其の速記は三十二、三頁のものになつて遺つて居るのですが、私自身は大正十二年の大震災火災でスツカリ焼いてしまつたものでありますから一物も留めない。加藤玄智といふ人が先年本を編纂しまして其の中に私のものが載つて居る。あれが神社行政に關してズット一般を説いた始です。極めて簡單でありましたけれども、二時間の講義であつて無論形式的の説明に過ぎないのですけれどもまあ始でした。當時私は叫んだです、神社といふものは國民の精神に就いて觀れば、日本民族が生れながら持つて居る國民性である、敬神の思想といふものは初からの國民性である、形の上から云つたならば是も建國の當初から津々浦々迄祠が建つて、國民は日夕參拜して居る、其の事實頗る顯著なるものである、精神の上から云つても形の上から云つても著しい現象である、それを今日迄何故に學者が研究しなかつたのか、それは神祇の研

究といふことは昔からあるけれども、神社制度としての研究を何故にしなかつたのか、明治以後學者としてしなかつたか、法律は憲法を始として民法、刑法、六法典完備して、さうして行政に關しても有らゆる制度が整頓して居る、獨り神社制度に關しては甚だ不備である、學問上の研究も出來て居らぬ、尠くも行政法の各論の一頁には神社制度のことが書かれて然るべきではないか、然るに今日迄之がない、甚だ遺憾なことである。さういふことを絶叫したのです。所が其の後幸にして私の言ふことを聞いて呉れたのか如何かは知らぬが、今は二、三頁位書くやうになつた。それから又神社制度の書物も出來て來て、足立收君が書き、それから岡田包義君のものもある。非常に結構なことであるが、地方改良講習會に於いて講演を勤めた時にはさういふ風なことを叫ばざるを得ないやうな實況であつたのです。實にをかじいことです。今申したやうに三千年の歴史を有つて居る日本に於いて、是だけ國民が信仰して、國民が上下

擧げて參拜して居る此のお宮のことを、制度の上から、明治以後非常に學問が進んだ時に、何故之を研究しなかつたか、何故書物の上に書かなかつたか、何故法律制度の上に研究の對象にもし、學生に教ふる所がなかつたのか。神社制度といふものは日本固有の制度であつて、之を制度の問題として研究することを努めなかつたから遅れがちであつたんです。

神社境内に就いての注意

そんなことは措きまして、先頃の座談會でどういふ話があつたか知らぬが、私參事官時代と思ひますが、神社境内に付いて斯ういふことがあつた。山梨縣に釜無川といふのがあります、川の中に島がありましてそこを公園にしたいといふのです、所が眞中に神社があつて困る、どうか隅の方に移して貰つてさうして島全體を公園にしたい、

さうするといふと神社の爲にも好いし、地方の爲にも好いからといふこと。そこで私考へた。神社の境内と公園と世間では同視して居るやうに見える、甚だしきは神社といふものを公園の一の飾物のやうに考へて居る、是はいかぬ、神社の境内であれば自ら其の環境が神々しく出来てゐなければならぬ、風致は神威を添へる、神意に適ふやうに拵へなければならぬ、矢張り主として常緑樹を以て幽邃な風致を造つて自ら緊張もし、身が緊つて行くやうな景致になつて居る方が良い、公園ならば悠々として散歩して心身が愉快を感じずるやうに出来て居れば宜い譯です、公園と神社境内とは似ては居るやうであるけれども違つた性質であり、違つた趣がなければならぬ、之を混同して同一のものやうに考へることは誤りである、殊に況や神社の御社殿を公園の飾物の如く思ふといふことは以ての外だと考へて、山梨縣の願を斥けたことがある。私が斥けたのではなく、斥けた案を立つて局長に決定を乞うてさうなつたのですが、爾來其の積

りで神社行政に當つて参りました。動もすれば神社境内に花卉を植ゑたり、人の眼を悦ばせるやうな景色にする弊が無いでもない。それは誤りだと思ふ。京都の北野神社のやうな特別の由緒のある所では梅が好いのでせう。靖國神社等に櫻等結構でせう。併しどこの神社でも梅や櫻や、或は躑躅のやうな綺麗な花の咲くものを植ゑたり、秋に楓葉を愛でさせるやうな境内の樹木の選定は、私は神社境内としては好くない。前に申したやうに主として常緑樹を以て幽邃閑雅な、自らそこに神様が鎮まり在すに相應しいやうな環境を造らなければならぬ。申す迄もなく、伊勢神宮の神々しさは申すも畏し、上下賀茂の如き、今は先年の大暴風雨で非常に荒廢して居りますけれども、あれは非常に貴い風致でした。曾て乃木大將が伊勢神宮に参拜せられた砌に、お鳥居の所でお手水をされて、それから神官が案内して行きましたが、其の時に何か神官が説明したさうですけれども、乃木將軍何とも應へをされずに黙々として進んで行かれて、参拜

を了へて歸りに何か話があつたさうです。それはお手水をされた後は、偏に神様を念じて居られるので他念がない、自ら精神が統一せられ、偏に敬虔の態度になつて居られたのだと思はれますから、人と言葉を交へて自分の精神の緊張、統一を破られることを欲せられなかつたと察せられて居りますが、私はさもあることだと思ふ。其の精神の統一、偏に敬神の念に専になる爲には、其の參道の兩側が自ら精神の統一を催させるやうに、尠くとも其の統一を破らないやうな風の設備が好いです。參道の風致は必ず私の申したやうな趣旨でなければならぬと思ふ。乃木將軍の心理正にさうであつたであらうと思ひます。で明治神宮の御造營に當つても、第一鳥居から御社殿の御前迄七町位あるでせうが、矢張り其の積りで風致が出来て居る、私は非常に必要だと思ひます。徒に人の眼を樂ませるやうな樹を植ゑるといふことは、境内を造る趣旨ではないと思ふ。況や悠々として煙草を吹かしながら散歩するやうな場所にするのではない。

又併せて斯ういふことを私は神社局に居りました時に注意して居りました。境内に社務所がある所がある。其の社務所が建つて居る前後左右、自ら境内から隔離した別天地を作つて居る所がある。社務所へ人を通して其の社務所の座敷から庭を眺めて眼を悦ばせるやうに出来て居るのが随分ありますね、それは私はいかぬと思ふ。別世界としてそこに獨立のものがあるといふことは好しくない。矢張り神社境内の一部であるといふことで、全體の調和を破らないやうにしなければならぬ。全體の風致と相添ふが如くしなければいかぬ。座敷に庭園を造りまして、泉水を造つて、そこで茶でも出すとか酒でも飲むといふやうに出来て居るのは、さういふものは私はいかぬと思ふ。さういふことを注意して居つたのです。

本當に神社の神さびた有難い所は日本人にだけしか解らない。神社境内に足一步入れると自から襟を正し首が下がる、神社境内の風致はさうなくてはならぬ、公園と混

同するといふことは絶対にいかぬ、さういふことをそれ迄何も考へもせず来て居つたのですが、私等が局長になつてからさういふ風になつた様に思はれる。

明治神宮の御造營の頃から造園學といふものが發達した。神社の境内の如き、専門家は無いのだから、どうしても専門的に今日神祇院で調査研究を遂げて、どういふ風にすゝめるが宜いか、特別の學問を起して頂きたいと思ふ。

御祭神の銅像

それから更に私が經驗した中で、香椎宮で神功皇后様の銅像を安置したいといふことを願つて來た、私はそれはいかぬといふ意見を附けて却下したのです。それは御祭神の銅像を其の神社境内に造るといふことは、神社を奉祀する趣旨に害が有つて益がないといふ要領なんです。日本人が神を祀る趣旨は、矢張り人間以上の威力のある御靈と

して仰ぎ奉るのです。それで其の御加護を祈るといふのです。だからして無論形に見ることは出来ない、靈の感應を受けるのです。銅像といふのは此の世に在る存在の延長として見るのです。神功皇后様を銅像にして安置するとせば、皇后様がどういふ御姿でゐらしたか仰いで拜む、御在世の砌の御姿を拜する、そこに惑ひを起す、神社の中心が二つある、それは甚だ良くない。楕圓形の中心みたやうに二つになつてはならぬ。そこで私は斷じていかぬ、敬神の念の統一を破らぬやうにすべきである。傍に御在世の砌の御姿を安置するといふことは敬神の念の統一を破るからいかぬ、退いて考へて見て、安置せむとする時にはどうするか、まさか福岡の公園に在る龜山天皇の御銅像のやうな露出した、風雨に暴されるやうな風の御銅像は出来ないでせう、矢張りお屋根を拵へる、お屋根を拵へるにしても周圍どこからでも拜めるやうにすることは日本人としては出来ない、さういふ安置の御姿は、矢張り後の方は蔽うて前から少し拜せら

れるやうにしなければならぬ、自ら幕でも張りめぐらさなければならぬ、然かも御神體ではない、西洋人でも來れば外套を着た儘帽子を脱がないで居るかも知らぬ、見物の對象とするかも知らぬ、さういふことは甚だ良くない、是は私はいかぬと思つて斥けたですな。此の経験は明治神宮外苑の繪畫館建築に當つて私に取つては非常に尊い先例と感じさせられました。

神社非宗教問題

それから今度は貴方方々御意見が有りになるでせうが、神社は宗教なりや否や、私共の時は時世が違つて居りましたから、當時にあつては最も喧しかつた耶蘇教の人が始終來ましてね、「神社に參らせることを強ひるのはいかぬではないか、學校の生徒を率ゐて神前に拜するといふことは私共の方に於いては困る、何とかあれを辯解して

呉れ」といふので、さういふ問題を携へて面會を求めめる者が尠くなかつた。そこで神社係の人でも非常に困つたことだといふやうに思つて居つた人もあつた。殊に宗教局の人は最も悩まされる問題と感じ居つた、どうも説明が付かぬではないかといふ風に感じて居つたのです。今は行政に當る人でさういふことを考へる人はないでせうな、元は行政に當る者が悩まれるやうに感じて居つたやうです。それは我々は當初から耶蘇教の人が來ても、建國の初から民族性として敬神の念を持つて生れて來て居る、さうして其の上に又養はれて來て居る、之を如何ともすることは出來ない、之を抜くことは出來ない、「神社に參つて祈願をするとか祈禱するといふことは困る、といふのは祈願するといふのは宗教ではないか、宗教ならば憲法に依つて信教は自由にさせなければならぬではないか、憲法違反ではないか」といふやうなことを言つたものです。今日は言はぬでせうな。それは時世が非常に有難いことになつたからですな。

それは私は前に申した如く、曾て地方改良講習會で述べた講義の中には、「哲學上之を何と説明するか知らないけれども」といふ斷りは言つて居りますけれども、憲法の上から云へば宗教ではないのであつて、憲法に謂ふあそこの信教の自由の宗教ではない。何故私がさういふ解釋を下すかといふと、惟ふに憲法制定當時にあつても日本國民の敬神の念は今日と變りはなかつた、上皇室の御事は申すも畏し、國家が神社を祭つてさうして祈願、祈禱をして居ることは法令の上に明である、祈年、新嘗を始め祈願、祈禱をして居る、國家事有る度毎に、外患のある時に最も神威が輝いて居る。又斯う云ふ時には別して國民が神明の御加護を祈る念が切であります、而もさういふのは日本が肇つてからの歴史に常に現れて居る顯著の事實で、今更の問題ではない。憲法制定の當時も亦固よりさうであつた、之を國民の自由に任せる筈はないのである、さうして日本の民族が自分の祖先を神として拜み、御庇護を受けて平生の生活も營んで

來て、さうして日本の國運は隆々として今日に及んで來て居る、生々發展を遂げて來た、敬神の念は尊皇の精神と共に日本民族性なのである、國民道德の根蒂、是なくんば日本國民ではない、敬神と云ひ、尊皇と云ひ忠孝と云ふは全く同一物である、それは自由だといふことを憲法が書く筈がない。それで耶蘇教の人が來ても、「是は何と言つても此の顯著の事實を動かすことは出來ない、其の以外に於いて信教の自由を唱へるが宜い、此の精神は即ち國體精神である、之を育つて長養させるといふことはどうしてもしなければならぬ、それが日本の國家の存在を遂げて行く所以であり、發達を遂げて行く所以である、それは耶蘇教の人が何と言はうと少しも動かすことは出來ない」と言つて、日本民族の堅固な信念であることを篤く説明したのでした。今日に在つては最早こんなことを問題にする者はなからうと思ひますね。

世間に動もすると宗教法といふと「神社法の制定といふことは考へておいでになる

でせうね」といふことを言ふ人がありましたが、佐上君が神社局長をやつて居つた時に、何か神社法といふものを用意して居つたんでせう、さういふやうなことで、矢張り世間では神社法を作れば宜いではないかといふ説もあるやうですね。宗教法を作るならば神社法を作るべきではないかといふ説、それは神社と宗教と對立して居るやうに思ふから、宗教法あれば神社法なかるべからずといふ觀念が起るのです。宗教局の人は神社法は私の方の關係でないから、何れ出来るだらうといふやうなことであつたが、私等から言はせれば、神社法と云ふが如き宗教法に對する法律は全く必要が無い、神社の財産をどうするとか云ふ事に付て單行法を設けることは宜いが、神社法の必要は少しも認めない、況んや宗教法を法律を以て制定するから神社法なかるべからずといふ結論は全然間違つて居る、神社に關する制度としては勅令其の他の命令が適當である、法律を作る必要は更にない、作らなければならぬといふことは少しもない。

武運長久を祈り、神の御加護を祈るといふのは、神の御加護即ち祖先の力と、現前の日本民族とが一緒になつて外國に當る、さういふ意味で立體戦で、精神的にも祖先と一緒に戦をして居るから強い、私はさう思ふ、「我々現在の國民だけが戦をして居るのではない、祖先と一緒になつて、祖先が我々を守つて下さる」、「我々の時には敗けたことはないぞ、日本の皇室に對してお前方と同じやうに我々は忠勤を擧げて來たのだ、お前等もシツカリやらなければならぬ」といふことを神様から勵まされて我々は戦をして居る。さういふ信念、さればこそ神に祈つて戦に捷つといふことで行つて居る。さういふやうに日本の戦時に於ける神様の威光が輝いて居る、是は今日迄の歴史の示す所だと思ひます。何にしても國家事有る時、殊に外來の何かの有る時、外患の有る時、外來の思潮に依つて若しかして日本國民として固有の精神が亂されむとする時には、神様の威光を仰いで信念を固うして事に當る、さういふのが日本の思想で

す。それ故にそれを自由に、そんなことを頼つても頼らぬでも宜し、拜んでも拜まぬでも宜しといふことを憲法が言つて居るのではない。私はさう思ふ。それだから此の大原則は今日は一人として異存はないと思ふ。

終りに「國家の宗祀」といふ言葉は良い言葉ですぬ。矢張りさういふことを言つた維新當時の人は偉い。さういふ簡潔の文字で百世易らない文句が出来たと思ふですが、さういふ風に達観しなければ駄目ですな、大學等で法律を學んだ者は小さい所に入り込んでしまつて居るが、あゝいふ達観が必要ですよ。

【附録】一

神社局時代重要事項年表（敬稱略）

李家裕 二（明治三三、四、二六——三四、四、一七）

○内務省官制改正（社寺局ヲ廢シ神社局、宗教局ヲ置ク）……………明治三三・四・二六

○金光教一派獨立許可……………三三・六・一八

○官幣大社臺灣神社創立竝列格……………三三・九・一三

○神部署官制公布……………三三・九・二六

○神宮司廳官制改正（禰宜三名ヲ十名ニ、權禰宜七名ヲ二十名トス

其他）……………三三・九・二六

○皇大神宮臨時遷宮執行……………三三・一〇・二

○神宮會計規則改正……………三三・一〇・一

櫻井 勉 (明治三四、四、一七——三五、四、一四)

○官幣大社宗像神社官幣中社ヨリ昇格……………三四・七・二一

○官幣大社吉野神宮官幣中社ヨリ昇格……………三四・八・八

○皇大神宮臨時遷宮執行……………三四・一二・二一

○神宮司廳職員任用令公布……………三五・二・八

○神宮大宮司及少宮司ノ初敘及陞敘竝ニ他官ニ轉任又ハ再任スル場

合ノ官等ニ關スル件公布……………三五・二・八

○官國幣社職制公布……………三五・二・一〇

○官國幣社及神部署神職任用令公布……………三五・二・一〇

○官國幣社主典及宮掌ノ定員等ニ關スル件制定……………三五・二・一二

○府社縣社以下神社神職任用規則制定……………三五・二・一八

白仁 武 (明治三五、四、一四——三七、一、二五)

○別格官幣社上杉・尾山神社縣社ヨリ昇格……………三五・四・二六

○神宮皇學館官制公布……………三六・八・三一

○官國幣社營繕ニ關スル規程制定……………三六・一〇・二六

○官國幣社處務規則制定……………三六・一〇・二六

水野 鍊太郎 (明治三七、一、二五——四一、七、六)

○社寺境内編入處分地方長官ニ委任ノ件ヲ令ス……………三九・二・一

- 官國幣社經費ニ關スル法律公布……………三九・四・七
- 府縣社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ關スル件公布……………三九・四・三〇
- 境内地使用取締規則ニ依ル許可ニ付内務省へ稟請スヘキ件ヲ令ス…三九・六・一五
- 町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社ノ神饌幣帛料ニ關スル件ヲ令ス……………三九・六・二八
- 神饌幣帛料ヲ供進スル神社指定ノ標準ニ關スル件ヲ令ス……………三九・六・二八
- 神宮司廳職員ト神部署職員トノ間ノ轉任ニ關スル件公布……………三九・七・一二
- 神社寺院佛堂合併跡地ノ讓與ニ關スル件公布……………三九・八・一〇
- 神饌幣帛料ヲ他町村ニ在ル神社ニモ供進スルヲ得ル件回答……………三九・一一・一〇
- 官國幣社幣帛供進使祭服ハ地方廳費ヲ以テ調製差支ナキ件ヲ令ス…三九・一一・二二
- 官國幣社會計規則制定……………四〇・一・一六

- 官國幣社各社共通金ヲ以テ營繕費ヲ支辨スル建物ノ種類ニ關スル件制定……………四〇・一・一六
 - 公式令公布……………四〇・二・一
 - 神社祭式行事作法制定……………四〇・六・二九
 - 神社調査委員會設置(四〇・七一第二回開催)……………
 - 官國幣社神職俸給規則制定……………四一・二・四
 - 神社財産ニ關スル法律公布……………四一・三・二三
- 井上友一(明治四一、七、六一—大正四、七、二)
- 神社財産ノ登録ニ關スル件公布……………四一・七・二〇
 - 神社ノ財産登録及管理並會計ニ關スル件制定……………四一・七・二〇

○皇室祭祀令公布	四一・九・一九
○天理教一派獨立許可	四一・一一・二八
○登極令公布	四二・二・一一
○神職養成事業ヲ皇典講究所へ委託ス	四二・五・三
○神宮遷宮ニ際シ臨時職員設置ノ件公布	四二・八・一四
○皇大神宮式年遷宮執行(第五十七回)	四二・一〇・二
○豐受大神宮式年遷宮執行(第五十七回)	四二・一〇・五
○神宮皇學館職員官等俸給ノ件改正	四三・三・二六
○官幣大社樺太神社創立並列格	四三・七・二九
○官幣中社巖島・住吉(長門)神社國幣中社ヨリ昇格	四四・一・六
○官國幣社職員旅行及旅費ニ關スル規程制定	四四・一・一二

○官國幣社以下神社幣帛供進使服制公布	四四・四・二九
○府縣社以下神社幣帛供進使ニ關スル件制定	四四・九・一
○幣帛供進使ノ服制ニ關スル件回答	四四・九・一二
○神宮神部署長ノ官等等級配當ニ關スル件公布	四五・四・二〇
○神宮神部署官制公布	四五・四・二二
○神宮神部署支部ノ名稱位置及管轄區域制定	四五・五・二二
○神宮神部署官制ニ依ル主事補定員制定	四五・五・二五
○國幣中社伊和神社國幣小社ヨリ昇格	四五・五・二九
○靖國神社大祭日改定	大正 元・十二・四
○神宮大宮司限リ處分シ得ヘキ事項ノ件ヲ令ス	元・一二・六
○神官神職服制公布	元・一二・七

- 神宮雇員及囑託員ニ關スル規則制定……………元・一二・一二
- 幣帛供進使隨員服制ヲ令ス……………二・三・一一
- 神官神職服裝規則制定……………二・三・二五
- 官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、
移轉、廢合、參拜、寄附金、神札等ニ關スル件制定……………二・四・二一
- 官國幣社以下神社神職奉務規則制定……………二・四・二一
- 内務省、文部省官制改正(宗教局ヲ文部省ニ移ス)……………二・六・一三
- 神社奉祀調査會官制公布……………二・一二・二〇
- 官幣大社月山・多賀・阿蘇神社・宮崎宮官幣中社ヨリ昇格……………三・一・四
- 官幣中社吉備津神社國幣中社ヨリ昇格……………三・一・四
- 國幣中社眞清田神社國幣小社ヨリ昇格……………三・一・四

- 神宮祭祀令公布……………三・一・二六
- 官國幣社以下神社祭祀令公布……………三・一・二六
- 國幣中社白山比咩神社國幣小社ヨリ昇格……………三・三・四
- 神宮會計規則改正……………三・三・一二
- 神宮ニ於ケル祭式及齋戒ハ從前ノ例ニ依ルヘキ件制定……………三・三・二七
- 官國幣社以下神社祭式制定……………三・三・二七
- 官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件制定……………三・三・二七
- 神宮竝官國幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式制定……………三・三・二七
- 官國幣社以下神社遙拜及大祓次第制定……………三・三・二七
- 靖國神社祭式制定……………三・四・一
- 靖國神社齋戒ニ關スル件制定……………三・四・一

- 神宮正式參拜内規制定……………三・四・二〇
- 神宮伶人服制公布……………三・六・一七
- 神宮宮域監察規程制定……………三・六・二〇
- 官國幣社以下神社ニシテ宣戰奉告ノ爲臨時大祭ヲ行ハムトスル場
合ノ祭式及府縣社以下神社中神饌幣帛料供進指定神社ニ供進スヘ
キ神饌幣帛料ノ金額ニ關スル件制定……………三・八・二七
- 官國幣社以下神社遷座祭ニ於テ前行ノ所役ヲ務ムル者ノ服制ニ關
スル件……………三・九・一九
- 神宮衛士長、衛士副長、衛士服裝規則制定……………三・九・二八
- 神社合併竝明細帳脫漏神社編入ニ關スル件ヲ令ス……………三・一一・二三
- 神宮物品會計規則制定……………四・三・三一

- 神社奉祀調査會官制廢止……………四・五・一
- 官幣大社明治神宮創立竝列格……………四・五・一
- 明治神宮造營局官制公布……………四・五・一

斯波淳六郎(大正四、七、二——四、一〇、四)

- 即位禮及大嘗祭ノ當日神宮ニ於テ行フヘキ祭祀ニ關スル件公布……………四・七・五
- 即位禮及大嘗祭ノ當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ關スル
件公布……………四・七・五

塚本清治(大正四、一〇、四——一〇、四、二一)

- 即位ノ禮ヲ行ハセラル……………四・一一・一〇

- 官幣大社八坂神社官幣中社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 官幣大社日枝・熊野坐神社官幣中社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 官幣大社熊野速玉神社縣社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 國幣大社氣多・大山祇・高良神社國幣中社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 國幣大社多度神社縣社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 國幣中社玉祖・諏訪(肥前)神社國幣小社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 官幣小社住吉神社(筑前)縣社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 國幣小社藤崎八幡宮縣社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 國幣大社熊野神社國幣中社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 別格官幣社野田神社縣社ヨリ昇格……………四・一・一〇
- 大嘗祭ヲ執行アラセラル……………四・一・一四

- 立太子禮當日神宮ニ於テ行フヘキ祭祀ニ關スル件公布……………五・一〇・二五
- 立太子禮當日官國幣社以下神社ニ於テ行フヘキ祭祀ニ關スル件公布……………五・一〇・二五
- 官幣大社諏訪神社官幣中社ヨリ昇格……………五・一・二二
- 國幣小社忌宮神社縣社ヨリ昇格……………五・一・二二
- 國幣小社柞原八幡宮縣社ヨリ昇格……………五・一・二二
- 豐受大神宮假殿遷宮執行……………六・三・一五
- 明治神宮造營局ヲシテ明治神宮奉贊會ノ事務ヲ施行セシムル件公布……………六・八・二四
- 神寶奉納ノ當日神宮ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件制定……………六・一〇・二九
- 官幣中社伊太祁曾神社國幣中社ヨリ列格……………七・九・二一
- 國幣中社大縣神社縣社ヨリ列格……………七・一・二八
- 史蹟名勝天然紀念物保存法公布……………八・四・一〇

- 官幣大社朝鮮神宮創立並列格……………八・七・一八
- 官幣社例祭竝官國幣社祈年新嘗兩祭神饌幣帛料改定セラル……………八・一〇・一五
- 勅任待遇ノ宮司ヲ置クノ件公布……………九・一・四
- 奏任待遇ノ社司上席社掌ヲ置クノ件公布……………九・一・四
- 神社調査會設置……………九・六・一二
- 府縣社郷社村社ニ供進スヘキ神饌幣帛料ノ金額制定……………九・八・二六
- 國幣社例祭ノ節供進スヘキ幣帛神饌料ノ件ヲ令ス……………九・八・二六
- 明治神宮例祭式制定……………九・一〇・二九
- 官幣大社明治神宮鎮座……………九・一一・一
- 神宮大麻曆頒布普及方ノ件ヲ令ス……………九・一一・一二
- 神宮職員旅費規程制定……………九・一二・一八

○内務省主催第一回神職講習會開催(十日間)……………一〇・一・一七

山田準次郎(大正一〇、四、二一—一二、一〇、二五)

- 神宮司廳職員ノ文官退官賜金ニ關スル件公布……………一〇・六・八
- 官幣中社熊野那智神社縣社ヨリ昇格……………一〇・七・一六
- 神宮司廳職員官等俸給令公布……………一〇・一二・一七
- 官國幣社職員俸給規則改正……………一〇・一二・一七
- 神宮衛士長、衛士副長及衛士服制公布……………一〇・一二・一七
- 神宮司廳職員及神宮皇學館職員俸給ニ關スル件制定……………一〇・一二・一七
- 神宮伶人神宮衛士及神宮神部署伶人ノ定員ニ關スル件制定……………一〇・一二・一九
- 奏任及判任待遇神宮職員俸給規則制定……………一〇・一二・一九

- 皇大神宮假殿遷宮執行……………一〇・一〇・二
- 官幣大社丹生川上神社中社郷社ヨリ列格……………一〇・一〇・二
- 勅使參向及差遣内規制定……………一・一・四
- 恩給法改正……………一・四・一四
- 國幣小社高瀬神社縣社ヨリ昇格……………一・六・一六
- 神社調査會官制公布(九、六、一二、内規ニヨル神社調査會廢止)……………一・七・二

大海原重義(大正一二、一〇、二五——一三、五、二三)

- 皇大神宮別宮倭姬宮鎮座……………一・一・一・五
- 官幣大社丹生都比賣神社縣社ヨリ昇格……………一・二・一
- 官幣中社御上神社縣社ヨリ昇格……………一・三・一

佐上信一(大正一三、五、二三——一四、九、一六)

- 神社調査會官制廢止(一二、七、二設置ノモノ)……………一三・一〇・二五
- 國幣中社速谷神社郷社ヨリ昇格……………一三・一一・一九
- 天皇后結婚滿二十五年ノ祝儀當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ
ヘキ祭祀ニ關スル件公布……………一四・五・五
- 朝鮮神宮職員令公布……………一四・五・五
- 神社調査會設置……………一四・五・八
- 神職高等試驗施行細則制定……………一四・七・一

松本學(大正一四、九、一六——一五、九、二八)

- 神職高等試驗施行細目制定……………一四・七・一
- 官幣大社朝鮮神宮鎮座……………一四・一〇・一五
- 國幣大社南宮神社國幣中社ヨリ昇格……………一四・一〇・三一
- 官幣中社臺南神社鎮座……………一四・一〇・三一
- 官幣社及縣社以下神社祭式(臺灣)制定……………一四・一一・一八
- 官幣大社朝鮮神宮祭式制定……………一四・一一・二一
- 官幣小社志賀海神社村社ヨリ昇格……………一五・一・四
- 神宮森林監守服制公布……………一五・二・二二
- 神宮森林監守服裝規則制定……………一五・二・二六
- 宗教制度調査會官制公布……………一五・五・一三
- 幣帛供進使ニ關スル件ヲ令ス(郡役所廢止關係)……………一五・六・二九

○神職高等試驗竝神職尋常試驗手數料納付ニ關スル件ヲ定ム……………一五・八・七

赤木朝治(大正一五、九、二八—昭和二、五、一七)

- 國幣小社津島神社縣社ヨリ昇格……………一五・一〇・一〇
- 明治神宮外苑管理職員制公布……………一五・一〇・二一
- 明治神宮外苑管理署職員俸給規則制定……………一五・一〇・二一
- 國葬令公布……………一五・一〇・二一
- 官國幣社會計規則改正……………一五・一二・一
- 神宮皇學館ニ普通科設置……………昭和二・二・二八
- 神宮皇學館規程制定……………二・三・一
- 神宮神部署支署廢止……………二・三・四

- 官國幣社主典増置ノ件ヲ令ス……………二・四・一
- 明治神宮外苑管理評議委員會規則制定……………二・四・二一
- 神宮ニ於テ行フ明治節祭ノ祭式及祝詞制定……………二・一〇・二一

大海原重義(昭和二、五、一七——二、七、一九)

- 神宮大麻及曆頒布規程改正……………二・七・二

吉田 茂(昭和二、七、一九——四、七、二三)

- 官幣大社春日神社假殿遷座祭執行……………三・三・二〇
- 即位禮及大嘗祭ノ當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件制定……………三・一〇・二七

○大嘗祭ノ當日行フ祭祀ノ節府縣社以下神社中神饌幣帛料供進指定

- 神社ニ供進スヘキ神饌幣帛料ノ金額ヲ定ム……………三・一〇・二七
- 即位ノ禮ヲ行ハセラル……………三・一一・一〇
- 官幣大社日吉神社祭神大己貴神一座増加仰出サル……………三・一一・一〇
- 國幣小社箱根・秩父・伊豆山・劍・佐太・吉備津彦・吉備津神社縣社ヨリ昇格……………三・一一・一〇
- 別格官幣社北畠神社村社ヨリ昇格……………三・一一・一〇
- 大嘗祭執行アラセラル……………三・一一・一四
- 國寶保存法公布……………四・三・二八

池田 清(昭和四、七、二三——六、六、二六)

- 神宮式年遷宮ニ際シ官國幣社遙拜次第ヲ令ス……………四・九・一二
- 皇大神宮式年遷宮執行(第五十八回)……………四・一〇・二
- 豐受大神宮式年遷宮執行(第五十八回)……………四・一〇・五
- 神社制度調査會官制公布……………四・一二・一〇
- 神社制度調査會第一回總會開催……………四・一二・一七
- 神社制度調査會第二回總會開催(內務大臣ヨリ「官國幣社以下神社ノ維持經營ヲ確實ニスル方策如何」ノ諮問アリ)……………五・二・二八
- 神社制度調査會第三回總會開催(諮問ヲ委員付託トス)……………五・六・二八
- 官幣大社春日神社本殿遷座祭執行……………五・一一・七

潮 惠之輔 (昭和六、六、二六——六、六、二七)

石 田 馨 (昭和六、六、二七——一〇、一、一五)

- 神宮會計規則改正……………七・四・二
- 官幣大社熱田神宮衛士長及衛士服制公布……………七・一〇・三一
- 官幣大社熱田神宮衛士長及衛士服裝規則制定……………七・一〇・三一
- 官幣大社熱田神宮假殿遷座祭執行……………七・一一・一
- 別格官幣社佐嘉神社縣社ヨリ昇格……………八・九・二八
- 勅任待遇宮司定員三名増加ノ件公布……………九・四・一〇
- 奏任待遇禰宜一〇名ヲ置クノ件公布……………九・四・一〇
- 奏任待遇社司上席社掌ヲ一七〇名トスルノ件公布……………九・四・一〇
- 神社制度調査會第四回總會開催(府縣社以下神社ニ對スル公費供

進ニ關スル件決議) 九・四・一一

○別格官幣社山内神社創立竝列格 九・四・二〇

○臨時神宮施設調査會規程制定 九・五・一二

○神社ニ對スル公費供進ニ關スル件ヲ令ス 九・七・五

○内務部内臨時職員設置制公布 九・九・一〇

○神社制度調査會第五回總會開催(官國幣社國庫供進金竝營繕ノ制度充實ニ關スル件決議) 九・一〇・一一

館 哲 二 (昭和一〇、一、一五——一二、二、一〇)

○官幣大社熱田神宮本殿遷座祭執行 一〇・二・一

○官幣大社石清水八幡宮假殿遷座祭執行 一〇・五・二三

○神社制度調査會第六回總會開催(氏子制度ノ改善整備ニ關スル件決議) 一〇・七・一三

○神社制度調査會第七回總會開催(「官國幣社以下神社ノ神職ニ關スル制度ニ就キ改善整備ヲ要スル事項如何」ノ諮問及ビ今泉委員外十三名ヨリ提出セラレタル特別官衙設置ニ關スル建議ヲ付議、右建議ヲ特別委員ニ付託ス) 一〇・一〇・一五

○神社調査會(大正一四、五、八設置)廢止 一一・三・二七

○官幣中社坐摩神社府社ヨリ昇格 一一・五・二一

○神社ニ關スル事務打合會ヲ創ム 一一・七・四

○國幣小社京城・龍頭山神社列格 一一・八・一

○神宮關係施設調査會官制公布 一一・九・二

- 官幣大社賀茂御祖神社假殿遷座祭執行……………一一・一〇・七
- 官幣大社橿原神宮假殿遷座祭執行……………一一・一一・一一
- 神社制度調査會第八回總會開催（神祇ニ關スル特別官衙設置ニ關スル建議ノ件ヲ決議）……………一一・一一・一七
- 官幣大社氷川神社・熱田神宮・出雲大社・橿原神宮及明治神宮例祭祭式及祝詞制定……………一一・二・三

兒 玉 九 一（昭和一二、二、一〇——一四、四、一七）

- 官幣大社氷川神社假殿遷座祭執行……………一二・三・一六
- 官幣大社賀茂御祖神社本殿遷座祭執行……………一二・五・一
- 國幣小社大邱・平壤神社列格……………一二・五・一五

- 官國幣社各社共通金ヨリ支出スル境内地整備費ニ關スル件制定……………一二・六・一四
- 官國幣社各社共通金ヲ以テ營繕費ヲ支辨スル建物ノ種類ニ關スル件改正……………一二・六・一四
- 官幣大社賀茂別雷神社假殿遷座祭執行……………一二・七・二
- 支那事變勃發……………一二・七・七
- 支那事變ニ付官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件公布……………一二・一・九
- 官幣大社賀茂別雷神社本殿遷座祭執行……………一二・一一・一六
- 國幣社例祭竝本殿遷座祭ニ供進スヘキ幣帛神饌料ニ關スル件制定……………一三・四・一二
- 官幣大社近江神宮創立竝列格……………一三・五・一
- 官幣大社平安神宮祭神孝明天皇一座増加仰出サル……………一三・五・一
- 官幣大社關東神宮創立竝列格……………一三・六・一

- 神社制度調査會第九回總會開催（官國幣社以下神社神職ノ任用竝ニ教養ノ制度ノ改善整備ニ關スル件決議）……………一三・七・一二
- 國幣中社志波彥神社新殿へ遷座……………一三・九・二八
- 神社制度調査會第十回總會開催（招魂社ノ制度ヲ改善整備スルノ方策如何）ノ諮問アリ……………一三・一〇・二七
- 神社制度調査會第十一回總會開催（招魂社制度ノ改善整備ニ關スル件決議）……………一三・一二・一五
- 官幣大社水無瀬宮神宮ト改稱シ同時ニ官幣中社ヨリ昇格……………一四・三・一
- 招魂社ヲ護國神社ト改稱シ其ノ制度ヲ改善整備ス……………一四・三・一五
- 宗教團體法公布……………一四・四・八

中野與吉郎（昭和一四、四、一七——一五、四、九）

- 神宮關係施設調査會官制廢止……………一四・五・五
- 官幣大社扶餘神宮創立竝列格……………一四・六・一五
- 國幣小社倭文・伊奈波神社縣社ヨリ昇格……………一四・一一・一
- 官幣大社檜原神宮本殿遷座祭執行……………一四・一一・一一
- 官幣大社石清水八幡宮本殿遷座祭執行……………一四・一一・一四
- 掌典職官制公布……………一四・一二・二六
- 官幣大社南洋神社創立竝列格……………一五・二・一一

飯沼一省（昭和一一、五、四、九——）

- 神宮皇學館大學官制公布……………一五・四・二四

- 豊受大神宮假殿遷宮執行……………一五・四・七
- 官幣大社氷川神社本殿遷座祭執行……………一五・七・一六
- 官幣大社赤間宮神宮ト改稱シ同時ニ官幣中社ヨリ昇格……………一五・八・一
- 官幣大社白峰宮神宮ト改稱シ同時ニ官幣中社ヨリ昇格……………一五・八・一
- 豊受大神宮假殿遷宮執行……………一五・九・二六
- 國幣中社伊曾乃神社縣社ヨリ昇格……………一五・一・一
- 國幣小社尾張大國靈・穂高・雄山神社・千栗八幡宮縣社ヨリ昇格……………一五・一・一
- 官幣大社近江神宮鎮座……………一五・一・七
- 官幣大社平安神宮孝明天皇鎮座祭執行……………一五・一・八
- 神祇院官制公布……………一五・一・九

【附録】二

荻野仲三郎氏談話

(昭和十六年十一月二十二日
質問者神祇院調査官梅田義彦)

神職奉務規則

問 大正二年に官國幣社以下神社神職奉務規則と云ふのが出て居りますが、其の第一條中に國家の宗祀と云ふことが本文の中に書いてありますが、あの場合の國家の宗祀と云ふのは、矢張り府縣社以下無格社迄を含めて國家の宗祀の對象にしたのでございませうか。

答 神社は國家の宗祀としてある、而して官國幣社以下神社の神職の奉務規則に第一條に判然と明示せられてあるから、神社は一切之を國家の宗祀と見らるのであると思ふ。

問 それは矢張り無格社迄含めてゐるのでございませうか。

答 それはさうでございませうね。矢張り無格社も含めて……でなければ無格社といふ神社以外の神社と云ふことになるのぢやないかと思ふ。

問 それから矢張り第二條に、祭祀は國家彝倫の標準たるを以て……報本反始の誠意を表すべしと云ふやうなことを言つて居る。斯う云ふ風に宗教味を神社の方から抜きまして、倫理化と申しますか、斯う云ふ報本反始一點張で行かうと云つたやうな運動傾向と云ふか、さう云ふのは何時頃から起つて居るのですか。

答 どうもそれは以前は内部からの傾向でなく、神社の宗教化を避けるために、外部からさう云ふ問題が起つて來たのですね、殊に其の頃はそれが最も激しかった。

問 此の大正二年の官國幣社以下神社神職奉務規則の立案者と云ふのはどなたでございませうか。

問 其の時の局長は
答 井上さんでした。

神職の齋戒に關する規程と齋戒の實際

問 それから大正三年になりまして官國幣社以下神社神職の齋戒の規定が出て居るの
でございませう。大祭・中祭には當日及び前日、小祭には當日と云ふことが出て居るの
ですが、此の場合に潔齋の内容が一向明かになつて居りませんが、それに付て何か具
體的の議論はなかつたのですか。

答 さう云ふ議論は別になかつた。

問 詳しくするとなるとむつかしくなるから止めて置かうと云ふことであつたのです
か。

答 そんなことでなく、さう云ふことのむつかしい議論などせずに済んでしまつたのです。

官國幣社以下神社祭祀令と無格社

問 それから同じく大正三年でございますが、官國幣社以下神社祭祀令が制定されて居りますが、是は従前のものが不備であつたからと云ふので整備されたのでせうが、それに次いで官國幣社以下神社祭祀も續いて出來て居る譯でございますが、其の改正せられました全般的の理由、改正要項は現に分つて居りますが、他面それに就いて何か外部から何とかしてくれろと云ふ議があつたのですか。

答 外部からの大した要求とはなかつた。段々神社に關する法令の整備をしよう、それから祭祀令と云ふものも、全體として一向規範になるやうなものも確定もしてな

いから、此の場合確定しようぢやないかと云ふやうなことで整備したやうに思ひます。

問 其の場合に、祭祀令の適用を受けるものとして、無格社迄を豫想して居られた譯でございますか。

答 そこ迄やるかやらないかと云ふこと迄是亦議論をせずに出來て居ります。

問 そこまでは餘り顧慮しなかつたのですか。

答 無格社迄入れるか入れないかと云ふことは取立てて言つた憶えはない。

神社祭式行事作法の制定

問 それから是より先、神社祭式行事作法が制定されてゐるのでございますが、あれは青戸波江先生が主としてやられたと云ふことに聞いて居りますが、其の外協力された方があるのでございますか。

答 立案は青戸さんがしたのです。

問 木村春太郎さんがこの制定に関係された由、水野閣下があつしやつて居ましたが、この方も同じく立案されたのでせうか。

答 あの方は行事作法調査の爲の委員の一人として臨時に囑託したのです。

問 當時神宮の禰宜ぢやなかつたのですか。

答 神宮の方の代表者です。

問 それが神社局の方の囑託になつて……。

答 委員組織で審議しました。宮内省からも確か佐伯掌典が出て居られた。

問 それを実施するに付きまして、神職の講習會と云ふやうなことをやられたさうですが、個々のものゝやり方に付て、従前のものと比較するとうんと違つたのですか。

答 違ひました。

問 大體に於て行事作法の數は別と致しまして、個々のものを比較致しますと、簡單に合理化したのですか、それとも複雑になつたのですか。

答 規定が複雑になつて居ります。

問 従前はさう云ふものを成文にして示したものはなかつたのですか。

答 ありませぬでした。

問 一種の慣行でやつて居つたのですね。

答 さうです。

問 すると甲の宮司が居つた神社に乙の宮司が行くと又やり方が變るのですか。

答 さうでなく、神社々々でその神社從來の慣行でやつて居つたので、區々煩雜になり、中には随分如何かと思はれるものさへあつたのです。

皇室祭祀令と神社祭祀令

問 それから皇室の祭祀令は明治四十一年に決つて居りますが、それと大正三年の時の神宮祭祀令・官國幣社以下神社祭祀令との関係でございしますが、それは顧慮されたのですか。

答 それは宮中の祭祀令が整備されたから、神社の方も之に準じて整理しなければならぬぢやないか、段々時勢が變つて來たからもう少し整備しようといふことになつたのです。矢張り宮中の祭祀令の整備されたことが動機になつて居るのです。

初めの頃の神社局の分課

問 それから神社局が出来たばかりの時の分課はどんなことになつて居りましたか。

社寺局の時のことは此の間の會で御話が出て居りましたが、神社局創立當時の分課はどう云ふことになつて居つたでせうか。

答 第一課は官國幣社、第二課は府縣社以下のことを掌つてゐたのです。

問 さうすると課長と云ふのはどう云ふ方がなつて居りましたか。第一課、第二課の課長は。

答 それは書記官です。一人で一課、二課を兼ねて居つた。

祭神の分靈

問 それから明治三十二年に官國幣社祭神の分靈は之を出さないと云ふことになつて居りますが、當時の神職界なり一般からさう云ふ要求が自然にあつたとか、さう云ふことがあるのですか。

答 分靈の要求は神職界にはなかつたが、民間からさう云ふ希望があつたのです。

問 官國幣社に限つていけないと云ふことになつたのは、分靈を授けた結果どう云ふことになるだらうと云ふことを豫想された譯ですか。

答 分靈と云ふものをどう取扱ふかと云ふ問題です。官國幣社に準ずべきものかどうかと云ふこともあるし、分靈が將來官國幣社に昇格と云ふことを起しはしないかと云ふことです。詰り官國幣社の濫立と云ふことになりはせぬかと云ふやうなことを慮れたのであります。

問 本社と分社との關係、それを基にして將來昇格などのこと言つて來ることを豫想されたのですか。

答 さうです。

神饌幣帛料供進神社指定の意味

問 明治三十九年に例の府縣社以下に神饌幣帛料を供進することになりましたが、あの時に全部の神社にやらないで、一定の標準を設けて供進の範圍をリミットしましたと云ふのはどう云ふ關係からでございますか。

答 其の本は神社の整理です。整理をして府縣社以下は地方自治團體の負擔で維持すると云ふことを計畫した譯です。それが經費を支辨する迄に行かなかつたものだからせめて神饌幣帛料を自治團體から供進させる。斯う云ふことになつたのです。それにはさう神社が澤山あつては困るから神社を限つて行かうと云ふことになつたのです。一面にはそれをきつかけに神社を整理して、神社の設備を整備して敬神の實を擧げようと云ふことが含まれて居た譯であります。それで最初は神社の合併を大いにやつて、

理想は一應一町村一社と云ふことであつたのです。

問 其の整理に付て……全部に神饌幣帛料をやらないで、前提として一定の標準を設けて整理をして……。

答 それを豫想して居るからでした。さうして整理させる爲に一定の規格を決めて、そこ迄行けないのは神社としては止めようと云ふのです。それであるから一面に神社と地方團體との關係を密接にさせると云ふのと同時に、一面には維持困難な、體裁を成さんやうな神社は合祀させると云ふ方針と相俟つて、神社の整理をすると云ふことであつたのです。

神社倫理化運動の経緯

問 大正の初め頃先程申上げました神社の倫理化運動と云ふものがあつたやうに聞い

てゐますが、當時の神社局の空氣としては、成るべく時流に順應してやつて行かうと云ふ積極的の御考へがあつたのですか。

答 ありませぬね。神社は宗教に混ぜべからずと云つて、宗教行爲をするぢやないか斯う云ふことが折々問題になつて來たといふ程度なのです。だから寧ろ其の時代は受身でゐた方です。

問 やかましかつたのは眞宗側ですか、キリスト教ですか。

答 キリスト教も言ふし、眞宗も言ふし、學者の間にも言ふ者がありました。今日から見ると變に空氣が違ふのです。

神社の昇格

問 神社の昇格と云ふのは、お前の所は出來さうだから出せと云ふ風に、中には、何

かのエポックを劃すやうな事のあつた時に、指名して出させたいふやうなことはやらなかつたのですか。

答 決してそれはやりませぬ。寧ろ消極的です。

問 官國幣社は固よりでせうね。

答 さうです。府縣社以下でもです。

問 其の當時も議會の建議に、府縣社以下の昇格と云ふことは多少は出て居りましたか。

答 議場の問題には減多にならない。議員が選舉區の關係で神社局へやつて來て運動するのは随分ありましたね。

問 官國幣社になると議會に出るのがありましたか。

答 偶にはあります。

問 くだいやうですが、例へば大正四年の御大典を機會に、希望のある所は官國幣社に相當數昇せ、又府縣社以下も出来るだけ希望があれば之を上位に昇格させてやらうと云ふことがありましたか。

答 さう云ふことはありませぬが偶々これを機會に出て來たのです。

問 つまり其の年あたりには件數が多かつたのですか。

答 御大典といふ國家の大禮に際會して、國民の思想が矢張國體觀念の發露として神社に出て來るから自然に多かつたと思はれます。

問 其の爲に特に條件をやゝ緩やかにして昇格せしめると云ふことはなかつたのですか。

答 殊更にさう云ふことはなかつたのでした。官國幣社の昇格に就いて宮内省は成るべく嚴選主義の態度でありました。

神 社 合 併

一八〇

問 神社合併に付きましての和歌山、三重、大阪と云ふやうな所でございますが、あゝ云ふ所は當時政府としては能くやつてくれたと云ふやうに思つて居られたか、少しやり過ぎたと云ふ風にお思ひになつてゐたのですか。

答 初めのうちは能くやつてくれると考へた様です。其の中に世の中から反對が起つて來たり色々して當局の者も追々變つて來ると、その方針も亦少しづつ變つて來ると云ふやうな譯でありました。

當 初 の 神 社 局

問 神社局の第一課、第二課の時分でございますが、それぞれ官社と民社とを掌ると

云ふ風に分れてゐたのでございますが、其の中の庶務的の事務的のことと、考證的研究的の或は調査的のことがある譯ですが、先生達はどうか云ふ風に御勤めだつたのですか、兩方兼務されて居つたのですか。

答 それは一課、二課どちらに屬すると云ふことでもなく、どつちにも付かないのです。官國幣社のこともやる、府縣社以下の方もやる、籍はどつちでもない、唯さう云ふことになつて居つたのです。

問 是が第一課の部屋、第二課の部屋と云ふ風にあるのぢやないですか。

答 昔の内務省の廳舎は今の様な完備したものでないからさう云ふことはないのです。一課も二課も同じ部屋に居つたのです。

問 では課と言つても只今の係みたいのものですね。

答 さうです。最初は考證と云つても私一人で誰も居らない。考證室を作るに付ては